

嘉慶年間南満洲の郷村役：近代前夜の地域社会と郷村統治

Village Functionaries in South Manchria 1796-1820 :

Local Communities and Rural Governance at the Dawn of the Modern Period

荒武 達朗

はじめに

1. 本稿の課題

本稿は前号に掲載された「嘉慶年間南満洲地域の郷村統治に関する史料」（以下、前稿と略記）⁽¹⁾の続編である。前稿は“資料編”であり、本稿は“考察編”と位置づけられる。煩雑ではあるが、改めて筆者の問題意識を述べておきたい。

そもそも満洲地域⁽²⁾は中国史としては辺疆にあり、これに対する関心はそれほど高くはなかった。19世紀後半、近代に入って以降の時期は膨大な史料が遺されており、数多くの研究が著されている。近代史の立場からは開発史、対外関係史などのテーマと絡めて様々な議論が生み出されている。中国史のみならずロシア史や日本史の中でも満洲地域の研究が一分野を形成していることも周知の事実であろう。また清朝史の立場からは満洲人の故地であるが故に、建国期、清初以前の研究は満洲地域史と不可分のものであった。この時期に関しては満洲語史料を駆使した研究が蓄積してきた。だがこの狭間にある時期、すなわち清朝前期から中期、19世紀前半の嘉慶道光年間を下限とする時期の満洲地域に関する研究は、漢文で著された地方志・文集などの史料も相対的に少ない為に、その前後の時期に比べれば低調である。清中期より顕著となる漢民族の移民に関するテーマではある程度研究が進んでいるのだが⁽³⁾、地域社会における具体的な社会関係については、関内のそれが重厚な研究蓄積を有しているのに対して、ほとんど解明されていない。満洲では17世紀半ばの明清交替期に人口が減少し、既存の地域社会が大きな打撃を被った。現在の所謂“少数民族”的立場を敢えて捨象して漢民族の視点から概観するならば、18世紀以降の移民と開発の進展によって満洲の地域社会が再び形成されてきたと言える。19世紀後半以降日本とロシアが参入することで、その土台の上に近代満洲特有の性格が附与された。清朝前期から中期にかけての満洲地域社会は、その“近代”的下地として重

(1) 荒武達朗「嘉慶年間南満洲地域の郷村統治に関する史料」『徳島大学総合科学部人間社会文化研究』22巻、2014年。以下、前稿と略記。

(2) 現在の中国東北地方にほぼ重なる地域を指す。筆者は歴史的用語として19世紀後半から20世紀前半にかけての東アジアで共有された「満洲」或いは「満洲地域」という地名呼称を採用している。

(3) 荒武達朗『近代満洲の開発と移民：渤海を渡った人びと』汲古書院、2008年。以下拙著と略記。

要な意味を持っているのである。

筆者はこの問題意識の下、人びとが暮らす基本的な場である地域社会を舞台として、漢民族移民によって産み出された社会関係の諸相について議論を進めてきた。人びとの生業、生計の形態、故郷の華北地域との紐帯、宗族の広がりなどが、具体的な事例によって明らかになりつつある⁽⁴⁾。しかしそれぞれの人びとは行政の末端とどのように向き合ってきたのか。裏を返せば人口の高流動性を前提とせざるを得ない満洲地域の行政は、郷村統治において如何なる様態で現れたのか。これらの問題は解決すべき課題として残されている。筆者は地域社会の首長（日本で言うところの村役、以下本稿では郷村役と称する）を分析の視角にその課題に取り組む。この作業により近代前夜における満洲地域社会の姿を考察する糸口の一つが得られるだろう。

これら満洲の郷村役に関する先行研究には戦前に著された山本義三「旧満洲に於ける郷村統治の形態」及び近年の段自成「略論晚清東北郷約」と王廣義「論清代東北地区“郷約”与社会控制」の3篇がある⁽⁵⁾。山本氏は官莊の“莊頭”（莊園頭）、そして本稿でも詳論する旗人村落の“守堡”と民人村落の“郷約”などの性格を整理した。その中でも特に郷約に対してその任用、職務について詳細に分析を加えた。段氏、王氏も同じく郷約に重点を置いた議論を行い、地域的分布、出現時期、職掌、弊害、清末期におけるその廃止を論じた。以上の三氏の研究は共通して清末の満洲に広範囲を管轄し強大な権限を持つ郷約が出現したことを指摘している。筆者はこのような郷約とそれが権限を持つことを“郷約大權”と称している。満洲の郷約が重要な役割を担っている以上、郷約の検証は避けて通ることは出来ないが、これがどのように出現したかはよく分かっていない。同時にその大権を持つ郷約が出現する前にどのような郷村役がいたのかもまた不明である。惜しむらくは先行研究は清末の事例が中心であり、清代中期以前についての記述が曖昧であった。むしろ史料の限界により検討できなかつたというのが正しい。そこで本稿は後述するように嘉慶年間に時期を絞り込み、郷約を含めた郷村役の性格と地理的分布傾向を概観し、その相互の統属と行政との関係を考察、その上でそれが清末に向かいどのような変容を遂げていくのかを議論することとする。

段氏が地方志等の記述に基づき整理したところによれば、郷約の設置時期は奉天・盛京では蓋平（清初）、開原（康熙17年以前）、広寧（嘉慶年間）という例外を除けば殆どが道光、咸豐、同治以降のことであり光緒年間が最も多数を占める。吉林では長春（嘉慶5年）、吉林（嘉慶14

(4)拙著、2008年、第2章及び第3章。荒武達朗「嘉慶年間(1796-1820)満洲地域社会の構成：杜家驥編『清嘉慶朝刑科題本社会史料輯刊』の分析を中心に」『近現代東北アジア地域史研究会ニュースレター』21号、2009年。同「『琿春副都統衙門檔案』より見た18世紀後半の琿春地方の流民』『近現代東北アジア地域史研究会ニュースレター』23号、2011年。

(5)山本義三「旧満洲に於ける郷村統治の形態」『満鉄調査月報』21巻11号、1941年。段自成「略論晚清東北郷約」『史学月刊』2008年8期、2008年。王廣義「論清代東北地区“郷約”与社会控制」『史学集刊』2009年5期、2009年。

年)、新城(嘉慶15年)、双城(道光以前)を除けば光緒年間、清末の設置にかかる⁽⁶⁾。ただし前稿並びに本稿が提示する事例の通り(後掲表1)、嘉慶年間には既に各地に郷約が存在していたことが明らかである。段氏の整理する設置年度は、その郷約の出現をあらわすのではなく、「定制化」を意味すると考えられる。徐世昌『東三省政略』に収録される「附傳疆查勘臨江報告書」は遼寧省東部、朝鮮国境にほど近い臨江の事例を以て次のように述べる。

「因(一)無官治、(二)官不願或不能治、而郷約乃分東省数百年政治之席、直接臨民、置地方官於間接地位、為郷約之傀儡。此不特臨江為然。」

「意見……咸同以降、漢民私出閥外、旗民雜居、民無拘束、而郷約之制又起。」

(「(1)官署がないか、(2)官が統治することを願わない、或いはその能力がないことにより、郷約が東三省で数百年間政治的地位を担うようになり、直接民に臨んで地方官を間接的な立場に置いて郷約の傀儡と/orしてしまった。これはただ臨江だけがそうであるのではない。」「見解……咸豊同治年間より後、漢人がひそかに満洲へと出て、旗人と民人とが雜居するようになったが、民人には統治するものが無かつたので、郷約の制度がまた起つた。」)⁽⁷⁾咸豊同治年間以降、移民の増加につれて郷約制度が満洲地域に興り、地方官と民間の間で強大な権限を持つようになったという。“数百年”というのはレトリックに過ぎず、辺疆の事例を以て満洲全体の普遍的事象として援用するにはやや飛躍があるが、特に19世紀半ば以降の辺疆に確かに大権を持つ郷約が出現していたとは言えるだろう。

これら郷約は官と民を繋ぐ重要な役目を負っていたが、その権限の大きさや職責・負担の過重により弊害が生まれ、奉天では光緒31年(1904年)以降、後述する旗人村落の守堡とともに順次廃止された。遼東中部の海城県では、

「清代任郷職者、民屯曰郷約、旗屯曰守堡。……。光緒三十一年、知県管鳳龢釐訂郷会章程、廃除郷約守堡、而設郷正郷副等職、於下級行政機関稍稱完備。……。」

(「清代に郷職に任せられた者は民屯では郷約といい旗屯では守堡といった。……。光緒31年知県の管鳳龢が郷会章程を改訂し、郷約・守堡を廃止して郷正・郷副等の職を設け、下級行政機関についてはやや完備したと称される。……。」)⁽⁸⁾

とある。また遼東北部の鉄嶺県では、

「各科之裁設。清光緒三十二年、趙公爾巽督東三省力行新政、劄飭各屬裁併房班、取銷各屯郷約守堡、並革除地方陋規。……。」

(「各科の廃止・設置。清代の光緒32年、趙爾巽が東三省に總督となって新政の施行に努め、各部署に命じて房・班を廃止統合させ、各屯の郷約・守堡を廃止して、併せて地方の旧弊を取り除いた。……。」)⁽⁹⁾。

(6) 前掲段自成、2008年、66-67頁。

(7) 徐世昌『東三省政略』卷一「辺務・長臨附件・傳疆查勘臨江報告書・紀郷約第八」。

(8) 康徳四年(1937年)『海城県志』卷二「政治志・附清代自治団体・郷会所」。

(9) 民国四年(1915年)『鉄嶺県志』「県公署行政改革志・各科之裁設」。

という。このように地方の弊害を取り除いて地方行政の整備する為に、旧来の郷約及び守堡などが一律に廃止され、郷正、郷副等に統合された。この後奉天では民国初年の数度の改変を経て、民国11年（1922年）に保甲制度、区村制度を整備して地方制度を策定した。一方、同時期の吉林は奉天と異なり、県によって規則が様々で旧制が各地に残存していたと言われる⁽¹⁰⁾。

2. 使用史料の性格と対象地域

先行研究においては清末の郷村役、中でも郷約に関して、その実態解明が進められている。本稿は主に嘉慶年間を中心に満洲の地域社会の郷村役を考察するが、時期をここに限定する理由は史料の性格による。地方志からは段氏と王氏が論じた以上に詳細なことを明らかに出来ない。そもそも同時代の人間にとっては、『清実録』乾隆35年（1770年）10月辛丑條に「而守堡、鄉長、与保正、甲長、名異而實同、均可比照辦理。」（「守堡、郷長は保正、甲長と名は違っていても実際は同じであり、均しく同様に取り扱ってよい。」）⁽¹¹⁾とあるように、守堡と郷長、保正と甲長のような郷村役は名が異なっていても実態は同じであった。地方官より上にとって郷村役の名称、産み出された経緯はさしたる重要性を持っていない。誰かがその地域社会の業務を担当すればそれでよい。複雑に絡み合った各種郷村役の併存は、近代的価値観に従えば不合理ではあるが、特段の不都合を感じることもない。また当時、当地の人びとにとって弊害が無いのであれば、執筆者が特に意識しない限り地方志に記載されることもない。州県より下級の郷村統治においては、郷村役との関わりが重要な意味を持っている。それ故に行政のマニュアル類、政書、公牘などを手がかりに郷村役の性格を解明する作業が可能であるが、満洲ではこれらの史料も少ない。

そこで当時の行政において実際に各機関間を行き来していた行政文書、檔案史料に着目するならば個別事例の蓄積によって帰納的にある程度の実態を明らかにできると考えられる。実際に、前掲の山本義三氏は満洲国奉天図書館の旧記整理処に保管されていた旧記（檔案）を利用して清代後期から清末にかけての郷村役に関する分析を行った。氏の引用する檔案の最も古いものは嘉慶年間に遡ることができる。これらの檔案は現在遼寧省檔案館に所蔵されている⁽¹²⁾。

このような檔案史料の利用は多大な労力と時間的余裕が必要であり、筆者も現在に到るまでその閲覧の機会を得ることは無かった。ただし現在刊行されている史料集からもこの課題へと接近していくことが可能である。近年『清嘉慶朝刑科題本社会史料輯刊』（以下、『輯刊』と略記）が刊行されたことによって嘉慶年間のある程度の数の案件を見ることが出来るようになっ

(10) 山田弘之『奉天省吉林省に於ける警察、保衛團、郷村制度』南滿洲鐵道株式会社庶務部調査課、1927年、第二編・第三編。

(11) 『清実録』乾隆三十五年十月辛丑條。

(12) 江嶋壽雄「旧記整理処の思い出」（1988年中見立夫・加藤直人両氏による聞き取り。江嶋壽雄『明代清初の女直史研究』中国書店、1999年所収）。

た⁽¹³⁾。刑科題本の案件には事件の背景を含めた詳細な記述が含まれており、当時の地域社会内の実像を研究する上で有益な情報を提供している。これは従来、社会経済史、法制史の観点から利用されることの多かった史料であり、筆者もまたこの刊行された刑科題本の当事者の供述・証言から地域社会の様々な事象を抽出し漢民族満洲移民の実態について考察した⁽¹⁴⁾。

ところで各案件の冒頭にはこの事件が事務的にどのような経路を伝って州県衙門（官庁）へと報告されたかが記されている。以下典型的な檔案を1点提示し、案件の基本的な構成を紹介しておきたい。取り上げる案件は嘉慶10年9月に発生した【遠2】「奉天寧遠州民劉二因索討工錢事扎傷旗人劉作美及其子劉香兒案」である⁽¹⁵⁾。記号の“【遠2】”は前稿での整理番号である。

“遠”は寧遠州、“2”はその寧遠州内での2番目の案件を意味する。それぞれの案件は上級の衙門の文書の中に、入れ子人形のように下位の衙門の文書を含めながら、最終的に人びとからの通報内容・証言・供述へと階層を下っていく構成となっている。以下アルファベットと改行は筆者が附したものである。Aは盛京刑部侍郎、Bは奉天府尹、Cは寧遠州知州が発した報告をその上部が收受したこと示している。Dは前屯衛の「地方」（郷村役の一種）、Eはその管轄下の南街の「牌頭」（郷村役の一種）が報告を寄越したことを指している。Xはその最下位の郷村役、牌頭の報告した事件の概要、Yは寧遠州知州の報告書にまとめられている関係者・目撃者の証言、Zは犯人の供述である。

A 刑科抄出盛京刑部侍郎穆克登額題前事、内開：

B 准奉天府府尹衙門咨：

C 括寧遠州知州覺羅[善]連詳解：民人劉二用尖刀扎傷旗人劉香兒身死、并扎傷劉作美左耳等處一案。詳冊内開：

D 嘉慶十年九月二十一日、括前屯衛地方李清報呈、内称：

E 本年九月十九日一更時、有管界南街牌頭周三至身家告称：

X 南街東胡同居住旗人劉作美之子劉香兒不知何故、被民人劉二用尖刀扎傷身死、并刀傷劉作美左耳、後脖項等語。

身聞言往視、見劉香兒身死屬實、瞧劉作美在炕躺臥。現將行凶人劉二拿獲、交鄉約董景受看守。事閑人命、理合呈報。等情。

括此、隨即帶領刑仵前赴相驗。

Y 括劉作美供：……。劉從美、劉寶、周文喜把劉二綁上、都出去看香兒、果然死在那裏、就通知鄉保看明報驗的。……。

(13) 杜家驥編『清嘉慶朝刑科題本社會史料輯刊』（国家清史檔案編纂委員會檔案叢刊）全三輯、天津古籍出版社、2008年（以下『輯刊』と略記）。本稿に関わる史料は前稿に収録している。

(14)拙著、2008年、第2章・第3章。拙稿、2009年。

(15) 【遠2】「奉天寧遠州民劉二因索討工錢事扎傷旗人劉作美及其子劉香兒案」（嘉慶十年九月）『輯刊』3巻、1602-04頁、前稿144頁。

- Z 挑劉二供：小的寧遠州民、年三十二歲、在中前所西店子居住。……。小的自己說我本恨劉作美強橫、要殺死他的、如今倒把香兒扎死、也是合該。後來鄉保們到來查看、呈報寧遠州、相驗屍傷、問供、又解送到部裏來的。……。
- A 刑科の転写した盛京刑部侍郎穆克登額が題本にて上奏した前一件の内容は次の通り：
- B 奉天府府尹衙門からの照会を受けるに次のようにあった：
- C 寧遠州知州覺羅[善]連の報告文書に次のようにある：民人劉二が尖刀にて旗人劉香兒を刺し殺し並びに劉作美の左耳等に刺し傷を負わせた一件について。その報告書の内容は以下の通り：
- D 嘉慶10年9月21日、前屯衛の地方の李清の報告には次のようにある：
- E 本年9月19日一更の頃、管轄下南街の牌頭周三が家に来て次のように通報した：
- X “南街東胡同居住の旗人劉作美の子、劉香兒がどういう訳か民人劉二に尖刀で刺殺され、また（劉二が）刀で劉作美の左耳、うなじを傷つけたとのこと。”
私（地方）はそう聞いて検分に行くと、劉香兒が死んでいるのが事実であるのが見え、劉作美がオンドルの上に寝ているのを見ました。直ちに犯人の劉二を捕まえて郷約（郷村役の1つ）に渡して見張らせました。事が人命案件に関わるので、報告すべきことあります。
- （寧遠州知州は）そこで検屍役を伴い検分に赴いた。
- Y、Zは省略。

満洲におけるCからAへと到る報告経路には解説が必要であろう。清代の満洲地域には、辺民や蒙古王公の土地を除けば、大別して旗人と民人の2つの社会が存在していた。両者は清代中期の満洲地域において既に混住しており、表面上その差異を見出すことは困難である。ただしその人間の所属する系統は清末まで厳然と区別されていた。民人社会は府州県の管轄下に置かれ、旗人社会は城守尉を経て將軍の下に属していた⁽¹⁶⁾。本稿でも用いる奉天・盛京という地域区分は、それぞれ奉天府府尹と盛京將軍に隸する民人社会と旗人社会に対応する領域である。康熙19年（1680年）、28年（1689年）に旗界・民界が設定され、両者の混淆、互いの土地への浸食は禁じられた。当初より近接して暮らしている両者の土地を分別することは困難であったが、更なる移民流入と人口増加によって混住と土地権利の移転が進んだ。地方秩序維持の為には旗人と民人双方の社会の間での協力・交渉が必要になる。当初は属人主義を採用し、旗人案件は旗官へ、民人案件は民官へと振り分けられ、両者の関わる案件は旗・民両官の会同を経て盛京刑部へと報告された。雍正10年（1732年）には旗人・民人を問わず案件の発生した地点の旗界・民界を管する官員が担当するようになり、さらに乾隆44年（1779）の奉天では「城守尉

(16)任玉雪「從八旗駐防到地方行政制度：以清代盛京八旗駐防制度的嬗變為中心」『中國歷史地理論叢』22卷3輯、2007年。

・州県合作」から「州県から奉天府尹への報告」へと一本化された。上の事例【遠2】は民人が旗人を殺害した事例であるが、『輯刊』収録の案件は旗人案件・民人案件に関わらず、全て郷村役から州県衙門へ、更に奉天・盛京では奉天府府尹へ、吉林では副都統を経て吉林將軍へと報告されている（後掲表2）。州県以外にも“庁”が設置されることがある。庁は州県を置くほどの規模はないが、人口の増加などにより地方行政を拡充させる必要が生じて設けられた。ここには知州、知県という知事職の代わりに理事通判、理事同知、撫民同知という官職が設けられた⁽¹⁷⁾。案件も彼らを通じて上部の奉天府府尹、吉林將軍へと報告された。本稿に關係する庁を列挙すると、奉天府の岫巖庁、昌図庁、新民庁、吉林將軍下の長春庁、伯都訥庁がある。煩雑であるので本稿では庁も一括して“州県衙門”と称する。

X（事件の概要）やYZ（供述・証言）に関しては、刑科題本の真偽とも言うべき部分だが、本稿では取り扱わない。ここで注目するのはCに到る過程（上の例ではXからDまで）、個々の案件に対して各種の郷村役が揉め事の仲裁、事件の処理、州県衙門への報告を行った経緯を記している部分である。この記述から郷村役相互の関係、地域社会と州県行政との接触を読み取ることが出来るのである。

『輯刊』には満洲地域の案件が91件収録され、合計19種類の郷村役が登場する（後掲表1）。ただし史料の性格から治安・司法に關係する役割が強調され、徵収、教化、仲介、保証といった機能は殆ど現れない。例えば莊頭という莊園の管理人は民国期に到るまで地域社会において重要な役割を担っていたが⁽¹⁸⁾、治安面での機能を具えていない為にこの史料にはほぼ登場しない。これが史料の限界の1つであるが、それでもこれまで分からなかった郷村役の相互の関係が明らかとなる。

本稿で対象とする地域は、『輯刊』に収録される案件の分布に基づいて「奉天・盛京」と「吉林」の2つに大別される。奉天・盛京はおおよそ現在の遼寧省に重なる領域である。18世紀後半、乾隆年間には人口増加も鈍化し、その後は吉林への人口流入が顕著となった。吉林は現在の吉林省中部・東部、黒龍江省東部、ロシア沿海州を含む広大な領域であるが、『輯刊』に現れる案件は現在の黒龍江省依蘭（三姓）を最北とする。当地域は嘉慶年間の移民の目的地、新開地、フロンティアであった⁽¹⁹⁾。奉天・盛京内部に目を向ければ、当地域は更に「遼東北部」「遼東中部」「遼東南部」「遼東東部」「遼西」に分けられる。この内、奉天、遼陽を中心とする「遼東中部」が最も先進的な地帯である。清朝建国前、後金は天命6年（1621年）に瀋陽・遼陽を占領し、遼陽に都をおいた。併せて遼陽から海州にかけての地域に旗地を配置した。天命10年（1625年）には瀋陽に遷都し、後に盛京と称された。その勢力はその後「遼東北部」「遼西」へと拡大し、これらの地域にも旗地が設置されていく。「遼西」は奉天より關内（長城の

(17)任玉雪「論清代東北地区的庁」『中国歴史地理論叢』26卷3輯、2011年。

(18)Yoshiki Enatsu, "Banner Legacy : The Rise of the Fengtian Local Elite at the End of Qing", Center for Chinese Studies , The University of Michigan , 2004 , Chapter 1, 2.

(19)拙著、2008年、第2章・第3章。

山海関より内側の中国本土）へ向かう遼西回廊とモンゴルに近い一帯を指し、錦州府をその中心とする。これらの地域では明清交替期に人口の減少が見られたが、その後移民が中国本土より流入するようになった。乾隆年間末に至って移民の流入も鈍化し、比較的安定していた地域と考えられる。「遼東南部」は奉天や遼陽から南西方面、遼東半島先端へ向かう平野の部分と朝鮮との国境方面の山岳地帯より構成される。後掲表1によれば『輯刊』に前者の平野部の案件は復州と寧海の2件のみ含まれている。残りは全て岫巖、鳳凰城という山岳地帯の案件である。ここは人口の流動化と旗・民間案件の増加により乾隆37年（1772年）に岫巖庁が設置されたが、未だ県治の設置には至っていない。「遼東東部」はもともと満洲人の暮らしていた地域であり、後金は1621年にここから遼東中部へと進出し、国家の中心もそれに従って移転した。その後は漢人の移民もそれほど見られず、満洲人の風俗が色濃く遺された地域であり続けた⁽²⁰⁾。乾隆年間後期から嘉慶年間にはこの遼東半島の南部と東部の山岳地帯では木材をはじめ様々な天産物を目指す漢民族の流入が顕著となった⁽²¹⁾。

以上を要約すると「遼東東部」「遼東南部」そして「吉林」が嘉慶年間の移民の目的地であった。一方「遼東中部」「遼西」はすでにある程度人口増加も落ち着いた社会であった。その情況は朝鮮王国から清朝への使節が著した記録『燕行録』の検討からも窺い知ることが出来る。使節は国境より陸路遼東半島の山岳地帯を北へ縦貫し、その後渤海沿岸を北京へと向かうが、途中、遼東南部、中部、遼西の情景についての描写を数多く遺している。その歴年の記録を比較することによって、各地域の村落の形状、分布の疎密と数量の変動、家屋の形態とその変容が明らかになった⁽²²⁾。

I 滿洲地域の郷村役：旗人社会と民人社会及び保甲制度

表1は『輯刊』の91例の案件に登場する郷村役を地域別に整理したものである。前号掲載の前稿表2も同じ目的と方針で作成したものだが、本稿表1はこれに対して修訂を加えている。例えば前稿表2では「保長」を保甲制度の郷村役と分類している。一方、本稿表1はこれを旗人村落関係に組み入れた。その根拠は後述するが、いずれにせよ前稿表2は廃棄し、以下の考察は本稿表1に依拠して行うこととする。

まずは上述の旗人と民人の相互の社会に対応する郷村役を区分する必要がある。本稿では「旗人村落関係」、並びに民人関係の代表として「郷約制度関係（民人村落関係）」の2種類を設定した。これらは1箇村から複数村というある一定の領域を管轄する地縁編成原理に基づくもの

(20)拙稿、2011年。

(21)拙稿、2011年。山本進『大清帝国と朝鮮経済：開発・貨幣・信用』九州大学出版会、2014年、第I部。

(22)黄普基『明清時期遼寧、冀東地区歴史地理研究：以《燕行録》資料為中心』復旦大学出版社、2014年、第1章・第2章。及び筆者による書評参照（『近現代東北アジア地域史研究会ニュースレター』27号、2015年所収）。

表1 嘉慶年間奉天・盛京及び吉林の郷村役

	案件総数	旗人村落			保甲制度（戸数編成原理）				継約制度		吉林・その他 ⁽³⁾			補遺		不明					
		守堡	保長 ⁽⁴⁾	屯達	撥什庫	方長	保正	總甲	甲長	百家長什家長	牌頭	継約	地方	郷地 ⁽⁵⁾	郷長	里長	郷保 ⁽⁴⁾	莊頭	催長		
奉天・盛京	遼東・北部																				
	開原	9	6								1	1	2								
	鐵嶺	4	4									1									
	遼東・中部																				
	盛京	1																		1	
	承德	8	3	1				1	1		1			1						1	
	瀋陽州	15	4	11				1				2	1							1	
	海城	6	2						1			2	1							1	
	蓋平	2							1			1									
	遼東・南部																				
	岫巒厅	6	1					3				1	4					1			
	鳳凰城	2							2				1								
	復州	1											1								
	寧海	1						1													
	遼東・東部																				
	興京府	4										3								1	
	遼西																				
	新民府	3			1	1						1	2								
	義州	3											2							1	
	庄寧	6	1	1				3					3						1		
	錦州	4						1				1	3								
	鐵嶺州	3						1		1		2	2	3				1			
吉林	吉林將軍	1																		1	
	吉林府	3										1			2					1	
	伯都訥	2										1				1				1	
	寧古塔	3												2			1		2		
	長春府	1													1						
	琿春	1																	1		
	三姓	2																	2		
	合 計	91	21	12	2	1	1	14	1	2	1	1	11	27	4	2	3	1	2	1	13

資料：荒武達明「嘉慶年間南満洲地域の郷村統治に関する史料」『徳島大学総合科学部人間社会文化研究』22巻、2014年、表1を改訂した。

註1：保長は前稿表2では保甲制度關係に分類したが、本稿では旗人村落關係に分類し直した。

註2：吉林郷保は郷地、郷長、里長、その他の郷保を想定している。

註3：郷地は郷約・地方の合称であり、郷約制度の中に組み入れても差し支えはない。ただし郷地は、現在のところは吉林に特徴的な郷村役であると考えられる。

註4：郷保は行論で述べた通り、郷村役の一般的な総称の可能性がある。故にその他に区分される郷村役である。

である。この他、戸数編成原理に基づく集団の郷村役がいる。この中には旗人、民人双方の社会に見られるものがいるが、その代表的な制度の名称を借りて「保甲制度関係」として分類した。奉天・盛京の郷村役はこの3種に区分される。一方、吉林の郷村役は奉天・盛京のそれとは異なる制度を有していた⁽²³⁾。名称も独自のものが見られるので「吉林・その他」として項目を設けた。ここに郷約制度関係や保甲制度関係に関わると考えられるものも内に含まれているが、これについては後述する。以下、本節では各分類内の郷村役について簡単に説明を加える。

①旗人村落関係の郷村役

「旗人村落関係」の郷村役には「守堡」「屯達」「撥什庫」「方長」そして「保長」の5種類を含めた。まず絶対数の少ない屯達、撥什庫、方長について述べる。

屯達の“達”は満洲語由来のda、長であり、文字通り村屯（村落）の長である。

【新3】「詳冊内開：二十一年六月二十六日、拠撥什庫金玉林呈称：……。」

「拠劉進忠供：……。小的找著屯達劉行們告訴緣故、赴撫民庁呈報驗的。……。」

（「報告書の内容は以下の通り：21年6月26日、撥什庫金玉林の報告によれば次のようにある：……。」「劉進忠の供述によれば：……。私は屯達の劉行たちを訪ねて情況を説明し、庁に赴いて取り調べのため報告したのです。」）⁽²⁴⁾

屯達の固有名詞が劉行、撥什庫が金玉林であることからも、屯達と撥什庫は別の役職である。まず事件が発生し屯達に通報された。新民庁へは撥什庫が報告している。その間については明示されていないが、屯達が撥什庫へ通報したと考えられる。20世紀初頭に満洲地域の調査を行った守田利遠氏は現在の黒龍江省哈爾濱の南にある双城堡の事例を紹介し次のように述べた。

「満洲八旗の屯田せる地方には所謂旗屯あり。双城堡の旗屯の制に依れば每旗五屯を設立し每屯三道の街路あり。毎屯各總屯達一名、副屯達一名を設け以て約束に資し、滋生戸口を查報し事に遇えば旗官に報ず。……。」⁽²⁵⁾

その管掌する範囲は1箇村より下の小集団の長である。一方、山本義三氏によれば中滿には徵税には関わらず1箇屯から数箇屯を管轄する屯達がいるという⁽²⁶⁾。ただし屯達が撥什庫（=守堡）に従属している以上、このような複数村・広域を管するものは例外的であろう。

撥什庫は満洲語bošokū（領催）の当て字であり、gašanまたはtoksoをその前に冠して「屯領催」と漢訳される。なおこの両者は前者が自然発生的村落、後者が人為的に設定された村落と

(23) 前掲山田弘之、1927年、第三編。

(24) 【新3】「奉天新民庁旗人劉進忠因債傷民于景義身死案」（嘉慶二十一年六月）『輯刊』3巻、1649-50頁、前稿122-23頁。

(25) 守田利遠『満洲地誌』上巻、丸善、1906年、195頁。（適宜句読点を補い現代仮名遣い、常用漢字に改めた。）

(26) 前掲山本義三、1941年、17頁。

いう区別があったが、満洲人の遼東進出後は次第に差異が消滅し、村落とほぼ同義になった⁽²⁷⁾。山本義三氏は蓋平県の旧記（檔案）の「旗属設立守堡之差、始於雍正四年、名為屯撥什庫」（「八旗所属に守堡の役を設けるのは雍正4年に始まり、名を撥什庫とした」）という記事を引用し大略以下のように論じた⁽²⁸⁾。「守堡」という郷村役は雍正4年（1726年）に設置され、在屯領催（＝屯撥什庫）として租の徵収に当たっていた。これは同年の盛京における旗民地の清査と、旗租賦課の基準を為す盛京旗紅冊地の原定と関係している。守堡は後には徵税以外の機能を併せ持つようになり、村落の長と同等の役職となったという。また満洲語のtokso i bošokuは「守堡即如鄉村保甲之類」⁽²⁹⁾と説明されることから、漢訳すれば「守堡」となる。「郷村保甲之類」という戸数編成原理の郷村役としているが、これは郷村の雜役に携わる者という程度の意味に過ぎないだろう。“堡”は南満洲地域にて村落を意味しているので⁽³⁰⁾、守堡とは個別村落に設けられた郷村役であると考えられる。旗人社会では守堡（＝満洲語由来の撥什庫）及びその下位にある屯達、この両者が村落の長であった。

方長についてはよく分からぬ。清末の承德（瀋陽）において、

「旗屯設方長、民屯設郷約。」

（「旗人村落には方長を設け、民人村落には郷約を設けた。」）⁽³¹⁾

という記述がある。民人村落の郷約に対して旗人村落では方長が設置されていた。一方、遼東南部鳳凰城では咸豐年間に編纂された地方志によれば、

「向分九十八牌、因溪嶺以分界、藉山水以命名、各有郷約、方長以約束之。」

（「これより前、98牌に分かち、河や嶺を境界とし、山水によって名前を付け、それぞれに郷約、方長がいてこれを治めさせた。」）⁽³²⁾

というように19世紀半ばの咸豐年間以前、郷約と方長が庁内のある一定範囲の地域を監督していた。この鳳凰城の民国年間の地方志に次のような人物の伝記が収録されている。

「教廣儉 居城北教家屯、隸奉天鑲藍旗漢軍、素孚郷望為方長。」

（「教廣儉 城の北の教家屯に居住し、奉天鑲藍旗漢軍に所属、かねてより郷里の名望を博

(27) 江嶋壽雄「明末満洲におけるガシャンの諸形態」（1944年、同『明代清初の女直史研究』中国書店、1999年所収）。周藤吉之「清代前期に於ける八旗の村落制」（同『清代東アジア史研究』日本学術振興会、1972年所収）。

(28) 蓋平旗衙門旧記・件名「属界各村原設守堡、現未奉文裁撤、詳請移県転知郷会、免裁以資催科事」（宣統三年二月）、前掲山本義三、1941年、52-53頁より重引。

(29) 『清文総彙』（河内良弘編著『満洲語辞典』松香堂書店、2014年に基づく）。

(30) 藤莉莉『劉堡：中国東北地方の宗族とその変容』東京大学出版会、1992年、29頁によれば海城県の方言で“堡”は村と同義であるとされる。この下りの後に満洲地域の村落の形態の一例が描かれている。先に引用した守田氏による屯達の記事の村落と似通っている。

(31) 宣統二年（1910年）『承德県志書』第四類「政治志・警察」。

(32) 光緒年間（不詳）『鳳凰府郷土志』「地理」。

しており方長となった。」) ⁽³³⁾

これらの記事を総合すれば方長が旗人村落関係の郷村役であることに間違はない。遼東中部の承德県では1箇村程度の村落に配される守堡に近い存在であった。一方、遼東南部の鳳凰城では溪嶺を境として区切られた牌を管轄する、ある程度の広さの地理的範囲に置かれた郷村役であったと考えられる。この遼東中部と遼東南部の差異については次節において再論する。

保長については、その呼称から保甲制度に関わる郷村役とするのが一般的理解である。松本善海氏によれば康熙47年（1708年）の保甲條例において保長－甲頭－牌頭という系統が定められ、雍正4年（1726年）に保正－甲長－牌頭と改め、さらに乾隆22年（1757年）にも修正が加えられたという⁽³⁴⁾。筆者も考察の過程で保長が保甲制度の中にある郷村役であろうという可能性を最後まで捨てなかつた⁽³⁵⁾。表2からも明らかなように保長は遼陽に集中して見られる郷村役である。民国9年（1920年）編纂の『遼陽県志』に次のような記事がある。

「(光緒)七年、復改保衛團為保甲辦公処、委劉述古為保甲委員、裁參議、改五團為五區、區設總甲長、改保董為保長。所內有稽查隊長、文牘會計書記等。」

「(光緒7年、また保衛團を保甲辦公処と改め、劉述古に保甲委員を委任し、參議を廃止し、五團を五区に改め、区に總甲長を設け、保董を保長と改めた。所内には稽查隊長、文書係、会計、書記等がいた。)」⁽³⁶⁾

この光緒7年（1881年）の保長は明らかに保甲関係の郷村役である。これより時期を遡り乾隆年間末の『清実録』乾隆56年（1791年）6月乙丑條にも保長を保甲制度に関連づけることの出来る記述がある。

「盛京將軍宗室嵩椿等奏、牛莊、蓋州、及各海口、查有流寓閩人、一千四百五十名。雖經編甲、恐有遺漏、現在於閩人中、添設保長。……。」

「(盛京將軍宗室嵩椿等が奏するには、牛莊、蓋州及びそれぞれの港にて、仮に住み着いている福建人1,450名を査出した。保甲に編成したとはいえ、おそらくは遺漏があるだろうから、直ちにこの福建人の中において保長を添設した。……。)」⁽³⁷⁾

遼東中部から南部にかけての沿海地方に登録を受けず居住する福建出身者が多数発見された。そこで彼らを保甲に編査しさらに保長を設置したという。このように保長を保甲系統に位置づけることには一定の妥当性がある。

(33) 民国十年（1921年）『鳳城県志』卷九「人物・郷型」。

(34) 松本善海「清初の治安対策と郷約・保甲」及び「保甲の制度的発展」（和田清『中国地方自治発達史』1939年初刊〔汲古書院、1975年再刊〕、第五章「清代」第三節及び第四節）。松本善海「清代における総甲制の創立」（1942年。同『中国村落制度の史的展開』岩波書店、1977年所収）。

(35) 本文でも述べた通り前稿114頁の表2及び123-27頁では保甲制度関係の中に「保長」を加えているが、この考えは破棄したい。

(36) 民国十七年（1928年）『遼陽県志』卷二十二・「警甲志・保甲」。

(37) 『清実録』乾隆五十六年六月乙丑條。

しかし『輯刊』収録の嘉慶年間満洲地域の案件に登場する保長は、おそらく保甲とは異なる性格の郷村役である。

【遼8】「詳冊内開：嘉慶十三年初六日、拠守堡洪守富呈称：……。」

「拠劉氏供：……。趕小叔馮亨、嬸子王氏合保長洪守富到来、馮二黑已經身死。洪守富們問明緣故、就把兒子馮發盛綁上赴案呈報的。」

「拠馮亨供：……。隨後保長洪守富到来問明緣故、把馮發盛綁上赴案呈報。……。」

（「報告書の内容は次の通り、嘉慶13年〔6月？〕6日、守堡の洪守富の報告に依れば：……。」

「劉氏の供述によれば：……。義弟の馮亨、叔母の王氏と保長の洪守富を急き立て来せると、馮二黒は既に死んでおりました。洪守富たちは事情を詳しく尋ね、直ちに息子の馮發盛を縛り上げ裁きの為報告したのです。」「馮亨の供述に依れば：……。その後保長の洪守富がやってきて事情を詳しく尋ねまして、馮發盛を縛りあげ裁きの為報告したのです。……。」⁽³⁸⁾この史料は遼陽州知州から奉天府府尹への上奏、そして奉天府府尹から盛京刑部侍郎への照会である。遼陽州知州の詳冊（報告書）には“守堡”洪守富とあるが、一方関係者の劉氏と馮亨の供述には“保長”洪守富とある。固有名詞が一致しているのでこの両者は同一人物である。さらに“保”的音が村落地名の“堡”的音に通ずることも念頭に置くならば、保長＝堡長、つまり村落の長を指すと考えられる。

加えて『輯刊』所収の遼陽州の案件には「旗保長」という郷村役の名称が登場する⁽³⁹⁾。

【遼7】「嘉慶十年十二月十八日、拠州屬城西南双楼台旗保長王富報呈称：……。」

【遼10】「嘉慶十九年九月二十九日、拠劉爾堡旗保長張尚吉呈称：……。」

【遼11】「嘉慶二十年正月二十九日、拠州屬黃家屯旗保長黃文忠呈称：……。」

（訳は省略する。）

これらの職名の前にそれぞれに“双楼台”“劉爾堡”“黃家屯”という村落名が附されている。旗保長は旗人村落におかれた長、つまり守堡と同義の郷村役であろう。以上を踏まえれば保長＝旗保長＝守堡と見なしてよい。

②保甲制度関係の郷村役

保甲制度は歴代王朝の郷村統治制度の一種である。清朝初期から保甲制度は幾つかの異なる名称を伴いつつ各地で施行されていた。保甲制度が全国的に定制化されるのは先にも触れた通り康熙47年（1708年）のことである。地域と時期により名称は変わるもの、概ね十家一牌、十牌一甲、十甲一保という系統で人びとを編成することを定め、それぞれ統括する者として牌頭（牌長）、甲頭（甲長）、保長（保正）を配した。その職掌は治安を中心としており、地域社

(38) 【遼8】「奉天遼陽州旗人馮發盛致死堂弟馮二黒案」（嘉慶十三年六月）『輯刊』3巻、1617-18頁、前稿120頁。

(39) 【遼7】「奉天遼陽州旗人王登亮因被追討欠錢事致死民馬文亮案」（嘉慶十年十二月）、【遼10】「奉天遼陽州旗人陳幅因索債傷民人宋大身死案」（嘉慶十九年九月）、【遼11】「奉天遼陽州旗人黃儒因索欠傷旗人白文珍身死案」（嘉慶二十年正月）。それぞれ『輯刊』3巻、1606-07頁、1638-40頁所収。前稿、125-26頁。

会の業務の基礎単位と位置づけられた。

さて保甲制度関係の分類には「保正」「総甲」「甲長」「百家長」「什家長」「牌頭」の6種を含めた。まずその中でも絶対数の少ない「総甲」「百家長」「什家長」「甲長」について検討する。

総甲制とは、松本善海氏が述べるように順治元年（1644年）に直隸、山西の一部でのみ施行され、十家に一甲、百家に一総甲を配置する治安維持を目的とするものであった。それぞれ甲長、総甲が置かれるが、名称は十家長、百家長というように数度の改変を経た。編成原理は10家、100家を単位とする保甲制度の影響を受けている。この10家単位の編成原理は形式と名称を変えながら残存したが、100家単位は衰微し、自然村落の長がこれに代替したという。施行後まもなく治安維持の性格は薄れ、専ら旗丁の逃亡を阻止する目的に特化した。それ故にこの郷村役は旗地の集中する直隸に多く見出された⁽⁴⁰⁾。松本氏は総甲制の満洲での展開について述べていないが、直隸同様広大な旗地・莊園を擁する遼東に総甲が存在した可能性は否定できない。『輯刊』には遼東中部の海城に総甲が1例見出せるが⁽⁴¹⁾、その具体的な性格は定かではない。

遼東北部の開原県には「百家長」が登場した。

【開5】「拠史車氏供：……。小婦人又叫王老屋去通知。守堡施礼、百家長史連元到来瞧看、拿住李發。小婦人赴案報驗的。」

（「史車氏の供述に依れば：……。わたくしはまた王老屋を通報に行かせました。守堡の施礼、百家長の史連元がやって来て調べ、李發を捉えました。わたくしは取り調べの為裁きの場に来たのです。」）⁽⁴²⁾

この郷村役は総甲制の中に位置づけられる可能性もある。同村内に「守堡」がいる事から旗人村落の郷村役でもあるのだろうが、詳細は不明である。この村落では守堡が報告を行った。

「什家長」は吉林の伯都訥に一例のみ見られる⁽⁴³⁾。これについても詳細は判明しない。

「甲長」は遼西の寧遠州、遼東中部の承德県に僅かに登場する⁽⁴⁴⁾。総甲制、保甲制などに見られる郷村役の名称であるが、具体的にどの制度によるか、またその職掌も不明である。寧遠州の案件より事件に際して“拉勸”（仲裁）していたことが判明するのみである。

(40) 前掲松本善海、原載1942年、498-502頁。

(41) 【海2】「奉天海城県民趙徳寬因債務截傷客民崔得官身死案」（嘉慶十七年十二月）『輯刊』2巻、955-56頁、前稿132頁。

(42) 【開5】「奉天開原県民李發因借錢事推跌旗人史俊登内損身死案」（嘉慶十年十二月）『輯刊』3巻、1604-06頁、前稿115-116頁。

(43) 【伯2】「吉林伯都訥客民蔣發因贖田糾紛傷張榮身死案」（嘉慶十九年十一月）『輯刊』2巻、988-99頁、前稿133頁。

(44) 【承7】「奉天承德県旗人吳全住因田地転佃殴斃旗人扎布京阿案」（嘉慶二十五年二月）『輯刊』3巻、1665頁、前稿132頁。

【遠3】「拠呂久豊供：……。當時有甲長奚万成走到、同趙礼拉勸。……。」⁽⁴⁵⁾

（「呂久豊の供述によれば：……。その時甲長の奚万成がやってきて、趙礼と一緒に仲裁しました。……。」）

この甲長は特に大きな権限・職責を担う役ではなかったようだ。実際の衙門への報告は、他の郷村役、本来は10家を管掌し、甲長より下位にあるはずの牌頭が担っていた。満洲では甲長の存在そのものが殆ど見られないが、これは松本氏が述べるように100家単位の郷村役が衰微したという議論を間接的に説明するものであろう。

満洲地域において数多く見られるのが「保正」と「牌頭」である。これらが規則通り厳密に1,000家、10家という編成を実現していたとは考えられない。保甲は新たな流民が発見されるなどの事態が発生すると、その都度繰り返し設置された。『清実録』乾隆5年4月甲午條には次のような記述がある。

「一、稽查保甲宜嚴。査奉天地方、雖有領催、鄉約、牌頭、稽查難以周至。雍正四年、經前任將軍噶爾畢、奏請設立保甲、雖經奉行、而游手無稽之徒、仍未盡除。近復曉諭嚴察、而外來民人、安居年久、有曾入州縣檔冊者、亦有未經載入者。……。」⁽⁴⁶⁾

（「一、保甲を検査し厳しく施行すること。査するに奉天地方は領催〔=撥什庫=守堡？旗人村落関係〕、鄉約〔鄉約制度関係〕、牌頭〔原則として保甲制度〕がいても検査を遍く行うことは難しい。雍正4年に前任の將軍の噶爾畢が保甲を設立することを奏請し実施したのだが、遊民の調査されていない輩はまだ根絶できない。近ごろまた厳しく検査するよう命令を下したが、外來の民人は既に長年ここに定住しており、州県の戸籍簿に入った者もおれば、また未だ入っていない者もいる。……。」）

奉天では流民問題に対処する必要に迫られたが、既存の郷村役では対応しきれなかった。そこで満洲で雍正4年（1726年）に保甲を施行したが巧く機能せず、このたび乾隆5年（1740年）に再度厳格に実施しようとしたという。この他、先に引用した『清実録』乾隆56年6月の記事では沿海地方で流入した福建人に対して保甲を設定しようとしていた。保甲の施行はこのようにしばしば行われたが、戸数編成の原則は人口の流動によって修正を余儀なくされる。それ故たとえ名称が残存していたとしても、それはある程度の集団をまとめる郷村役を意味するに過ぎず、厳格な戸数編成が維持されたとは考えられない。

③郷約制度関係の郷村役

保甲が一定戸数を基に人びとを編成する制度であるのに対して、郷約はある程度の領域をまとめる郷村役、言わば地縁編成原理に基づく郷村役である。明代に保甲と結びついて自治、自衛組織として各地に設置されたが、明後期以降はむしろ行政的側面が薄れ保甲と分離して教化

(45) 【遠3】「奉天寧遠州民呂久豊索欠踢傷民王正身死案」（嘉慶二十一年七月）『輯刊』3巻、1866-68頁、前稿145頁。

(46) 『清実録』乾隆五年四月甲午條。

を担うという性格が強かった。清朝初期には郷約は教化機関として定制化された⁽⁴⁷⁾。ところが段自成氏と王広義氏の研究に拠れば、満洲地域の郷約は閑内のそれのような教化という職能が見られず、民人村落に関わる純粋な郷村役であったという⁽⁴⁸⁾。この項目には便宜上「郷約」と「地方」の2つの郷村役を含めた。「地方」は清末では郷約の“手下”として位置づけられるものであるが、次節で論ずる通り嘉慶年間の満洲の例では郷約の下位に来るものとは言いがたい。吉林には郷約と地方の合称、「郷地」という郷村役が登場する⁽⁴⁹⁾。本来はこの項目に加えるべきものであるが、吉林の郷村役は別に項目を立てているため次項に譲った。

清末における守田利遠氏の調査報告には郷約について次のようにまとめられている。

「郷約は地方官の命を受けて其郷屯に於ける一切の事務を見るものとす。

郷約は地方によりて其境域一定せず、大約三十清里四方を管轄区域とするもの多し。元より土地の厚狭、人口の多寡によりて増減する所あるは免れざる所とす。

郷約の事務としては地方の詞訟を掌辦し事件の小なるものには罰を課する事を得るも稍々重大なる案件に会せば知県に呈送して審判を求む。其他州県官の命を受けて賦税の督催をなし罪人の拿捕を勉む。」⁽⁵⁰⁾

郷約はある一定の範囲において「一切の事務」を執り行うという大きな職責を担っていた。この清末段階ではそれぞれの村落ではなく、比較的大きな領域を管掌している点に留意が必要である。この点は先行研究、並びに徐世昌『東三省政略』所録の「附傳疆查勘臨江報告書」が述べる咸豐同治年間以降の郷約の姿に重なる。

郷約を含めた他の郷村役の性格とその相互関係については、清末時点での遼東兵站監部『満洲要覽』の記述も分かりやすい。

「……毎村屯に守堡郷約等の役員を置き官民の間に立ち上情下達、下情上達の任に当り、或は官府の命令を伝達し或は徵稅事務を幫助し或は各郷の治安を保持する等、……、旗民の村屯に守堡と云い漢民の村屯に郷約と云う。

守堡或は首堡と云う。其初めは各旗の防御より揃放して漢民屯村の郷約と共に村内一切の事務を辦理し大屯には五名、小屯には二三名あり。又別に牌頭と云う者あり、即ち屯中の会首にして各地より公举し地方官は敢て之に關係せず。

漢民の村屯には郷約あり保正あり。郷約は一郷内に於ける百般の事務を辦理し地方官庁の補助機関となり命令布達の伝送、租税の徵収、争闘詞訟の勧解、人命案件に関する報告等は皆な郷約の任する所とす。保正は副郷約なり。春秋二季には郷約保正の名簿を作り州県の礼房に送呈し地方官の点検を受くるを以て本則と為すと云う。」⁽⁵¹⁾

(47) 松本善海「郷約・保甲による村落自治」(前掲和田清、1939年所収、第四章「明代」第六節)。

(48) 前掲段自成、2008年。前掲王広義、2009年。

(49) 佐伯富「清代の郷約・地保について：清代地方行政の一齣」『東方学』28、1964年、92頁。

(50) 前掲守田利遠、上巻、1906年、193-94頁。(適宜句読点を補い現代仮名遣い、常用漢字に改めた。)

(51) 遼東兵站監部『満洲要覽』1905年、40-41頁。(適宜句読点を補い現代仮名遣い、常用漢字に改めた。)

この史料には清末における旗人村落の守堡、民人村落の郷約、そして保甲制度の保正の関係が描写されている。守堡は村内の様々な事務を執り行うとされる。大屯には5名、小屯に2、3名という配置は、嘉慶年間の事例よりも細分化されている感も否めないが、いずれにせよ村落を単位とする郷村役であったと言える。山本義三氏もまた清末において一旗屯につき1、2名の守堡が配置されていたという⁽⁵²⁾。一方、郷約は「一郷内に於ける百般の事務を辦理する」地方官庁の補助機関である。その下には保正、牌頭というような保甲系統、「地方」などの郷村役も属していた。「地方」と保正が併存するところでは保正が治安を担当し、「地方」が催徵を担当したという⁽⁵³⁾。守堡と郷約を比較すると、前者に比べて後者の権限・管轄区域が大きいことが分かる。この点は先行研究の議論と一致するが、嘉慶年間の郷約は果たしてそのようなイメージを共有できるのだろうか。第II節で再論する。

④吉林、その他關係

この項目には、その他のものとして郷保、吉林関係には郷地、郷長、里長を含めた。これらは郷約や保甲と無縁のものではないが、吉林の郷村役は奉天・盛京と名称が異なる為、便宜上別途項目を設けた。

まずその他の郷保については遼西寧遠州に次のような例がある。この案件は本稿の冒頭で檔案の形式の説明でも利用している。

【遠2】「嘉慶十年九月二十一日、拠前屯衛地方李清報呈、内称：本年九月十九日一更時、有管界南街牌頭周三至身家告称：……。身聞言往視、見劉香兒身死屬實、瞧劉作美在炕躺臥。現將行凶人劉二拿獲、交郷約董景受看守。……。」

（「嘉慶10年9月21日、前屯衛の‘地方’の李清の報告には次のようにある：本年9月19日一更の頃、管轄下の南街の牌頭の周三が私の家に来て通報した：“……。”私（地方）はそう聞いて検分に行くと、劉香兒が死んでいるのが事実であると分かり、劉作美がオンドルの上に寝ているのを目撃した。直ちに犯人の劉二を捕まえて郷約に渡して見張らせた。……。」）

この案件では牌頭が実検に赴き、犯人を捕縛、郷約にその監視を委ねている。州への報告は「地方」が担当した。一方犯人の供述には、

「拠劉二供：……。後來郷保們到来查看、呈報寧遠州。……。」

（「劉二の供述によると：……。その後、郷保たちがやってきて調べ寧遠州に報告しました。……。」）⁽⁵⁴⁾

というように郷保たちが調べに来たと述べている。これは同じ事件の顛末を表現したものであるので、牌頭（或いはこれに郷約を加える）たちをまとめて郷保と称していると考えられる。

遼東南部岫巖府の案件には、

(52) 前掲山本義三、1941年、15頁。

(53) 前掲山本義三、1941年、31頁、39頁。

(54) 前掲【遠2】「奉天寧遠州民劉二因索討工錢事扎傷旗人劉作美及其子劉香兒案」（嘉慶十年九月）『輯刊』3巻、1602-04頁、前稿144頁。

【岫5】「傅虎山該欠張添文錢文、業已身死、照律勿徵。屍棺飭交鄉保領埋。」

(「傅虎山のその張添文から借りた金銭については、(傅虎山が)既に死んでいるのであるから、律に照らして徴収しない。棺桶は郷保に命じて埋葬させる。」)⁽⁵⁵⁾

とあり、郷保に埋葬させよという指示されている。管見の限りこの地域に郷保という郷村役はない。この案件で庁への報告を担当したのは保正である(後掲表4-1)。以上の2例を踏まえるならば郷保という語彙は一般的な「郷村役」という意味で用いていいると考えるべきであろう。佐伯富氏によれば地保=地方であり、その職責は郷約と大体同じであると述べ、郷地、郷保、約地、約保等と連語されているものは郷約・地保の略語であり、両者はほぼ類似した性格の郷村役であったという⁽⁵⁶⁾。

続いて吉林の郷地について解説する。山本義三氏は嘉慶二十年六月の檔案を引用し、吉林理事管轄下の郷約・地方が誠信社第八甲の内に数名あり、錢糧徵催上重い責任を担っていたことを指摘している⁽⁵⁷⁾。彼らは郷地と合称されており、郷約制度の中の郷村役と言える。また社といいう一定の地域に配置されていたことも分かる。

吉林の里長は戸数編成原理に基づくものである。フロンティアに入植する過程で一定戸数をもって編成したものであろう。あるいは“里”長ではなく“甲”長である可能性も否定できないが、これ以上の検討は出来ない⁽⁵⁸⁾。

満洲における郷長については保甲制度の郷村役であると考えられる。『清実録』乾隆3年(1738年)12月戊子條の奉天府府尹吳應枚等の疏言によれば、遼西で雍正11年(1733年)に義州を新設するに際して民人を民籍に編入することとなった。

「查雍正十一年新設義州、……。並照保甲之法、填給門牌、設立牌頭郷長。」

(「考るに雍正11年に義州を新たに設けたのだが、……。合わせて保甲の法に照らして、門牌を記入交付し、牌頭・郷長を設けた。」)⁽⁵⁹⁾

ここで保甲を設定したのだが、その統属において郷長-牌頭という関係があった。それ故この場合の郷長は保甲制度と関係の深い郷村役であると考えられる。本稿の対象とする地域からはやや外れるが、現在の遼寧省の内蒙古自治区に近い朝陽県の事例を以下に示す。

「……至(乾隆)四十三年改三座塔庁為朝陽県。乃合漢族所居數村為一小牌、合數十小牌為一大牌、彷彿内地設郷約郷長牌頭、以經理民戸之命盜各案。」

(55) 【岫5】「奉天岫巖庁客民張添文因討要酒飯錢將傅虎山致死案」(嘉慶十六年六月)『輯刊』2巻、918-19頁、前稿129頁。

(56) 前掲佐伯富、1964年、92頁。

(57) 吉林理事府旧記・件名「誠信社八甲郷約菖広興稟控同事郷地田広川等不催糧錢卷」(嘉慶二十年六月)、前掲山本義三、1941年、53-54頁より重引。

(58) 康徳八年『長春県志』巻之一「輿地志・疆域」に「郷設郷約、每郷分若干甲、甲設甲長、每甲分若干牌、牌設牌頭。」という記述がある。里が甲の誤記の可能性もある。

(59) 『清実録』乾隆三年十二月戊子條。

（「……乾隆43年に至って三座塔庁を改めて朝陽県とした。そこで漢族の住んでいる数箇村を合わせて1つの小牌とし、数十の 小牌を合わせて1つの大牌とし、内地で郷約・郷長・牌頭を設けるのに倣って民戸の人命案件・窃盗案件案を取り扱わせた。」）⁽⁶⁰⁾

乾隆43年（1778年）に複数村落を編成し牌を設けるに当たって郷約・郷長・牌頭という郷村役を配した。これらの相互の関係はよく分からぬが、郷約は明らかに郷約制度を指している。牌頭は原則上は保甲関係の郷村役である。この郷長は「郷長・牌頭」と併記されており、先の『清実録』の記事も踏まえれば、保甲関係に関わりのある郷村役である可能性が高い。

補遺に掲げた莊頭と催長は刑科題本に拠る限りは実態を明らかにすることは出来ない。催長は莊園において催糧に携わる役目を担い、莊頭は本稿の冒頭で述べた通り莊園の管理人として重要な地位にあったが、本稿では取り扱わない。

II 郷村役相互の統属関係とその変容：清末への展開

前節では『輯刊』に現れる19例の郷村役の性格を概観した。本節では補遺に掲げた2種並びに各カテゴリーの中の少数の例外とも言うべきものを除き、嘉慶年間の満洲地域にある程度の数量と地域的な広がりの見られる郷村役を分析対象とする。その郷村役の地域的な分布傾向、相互の関係、及び州県衙門との接続経路、並びにその清末への歴史的展開を考察することとする。表2は事件発生から州県衙門へ報告される過程に介在する郷村役を表した。事件が1番目の郷村へ通報、場合によっては更に2番目の郷村役を経て、そこから最終的に州県衙門へと報告される経路を示した。網掛けの案件は郷村役について記載がないものである。これらについては本稿の考察から除外される。

後掲の表3から表6はこの表2を基にして郷村役別に編成し直したものである。それぞれ表3-1旗人村落関係・守堡、表3-2同じく保長、表4-1保甲制度関係・保正、表4-2同じく牌頭、表5-1郷約制度関係・郷約、表5-2同じく地方、表6吉林関係である。この他、表3-3、表4-3として旗人村落関係、保甲制度関係の中の少数の例外をここにまとめた。これらの郷村役については前節で概観した通りであり、本節では断らない限り言及しない。

1. 旗人村落の守堡と保長

表3-1によれば『輯刊』には守堡が21例登場し、主に遼東中部・北部に集中している。また表3-2の保長（旗保長）は遼東中部のみに存在する郷村役であり、遼陽州に11例、承德（瀋陽）に1例の計12例確認された。当地は後金が遼東に進出後最初に旗地と駐屯地を拡げていった海城、遼陽、瀋陽の一帯に重なっている。言わば後金・大清の遼東經營が最も早期に始まった地域である。対して守堡は遼東北部にも広がっており、一部遼東南部、遼西にもその姿を見せて

(60) 民国十八年（1929年）『朝陽県志』卷二十六・「種族・漢族之安居」。

表2 案件の通報・報告関係 [地域別]

番号①	取扱頁	地点	時間②	題名	事件発生村落	→ 報告先郷村役	配置地点	→
遠東・北部								
開1	133	開原	21-4	奉天開原県民路智因索爾殴傷妻胡拉住身死案	尚陽堡	→ 脣頭	本村	→
開2	134-5	開原	16-7	奉天開原県民路智因索爾殴傷妻身死案	不明	→ 鄉約	不明	→
開3	115	開原	17-3	奉天開原県民路智因索爾殴傷妻身死案	劉家子屯	→ 守僕	本村	→
開4	135	開原	15-7	奉天開原県民路智因索爾殴傷妻身死案	不明	→ 鄉約	不明	→
開5	115-6	開原	10-12	奉天開原県民路智因索爾殴傷妻身死案	新市	→ 守僕	百家長	→
開6	116	開原	16-正	奉天開原県民路智因索爾殴傷妻身死案	不明	→ 守僕	不明	→
開7	116	開原	18-11	奉天開原県民路智因索爾殴傷妻身死案	下清河屯	→ 守僕	本村	→
開8	116	開原	21-4	奉天開原県民路智因索爾殴傷妻身死案	不明	→ 守僕	不明	→
開9	116-7	開原	11-10	奉天開原県民路智因索爾殴傷妻身死案	意雀溝	→ 守僕	本村	→
鉄1	117	鉄道	16-3	奉天鉄道與孫家屯被外鄉人張均殴傷身死案	不明	→ 守僕	不明	→
鉄2	117	鉄道	12-3	奉天鉄道與孫家屯親王門下丁楊四因債務糾紛殴打身死案	十家樓子屯	→ 守僕	本村	→
鉄3	117-8	鉄道	16-4	奉天鉄道與孫家屯親王門下丁楊四因債務糾紛殴打身死案	雷其堡	→ 守僕	本村	→
鉄4	118	鉄道	16-10	奉天鉄道與孫家屯親王門下丁楊四因債務糾紛殴打身死案	徐家湖	→ 脣頭	本村	→
遼東・中部								
盛京	22-9	盛京	22-9	盛京宗派德吉恒額鄰胡八十二禁人索要地致胡八十二被脹後斃案	→	→	→	→
承1	118-9	承德	10-9	奉天承德縣大連城宋忠因索爾殴傷妻身死案	培樹木林子屯	→ 守僕	脾頭	本村
承2	123	承德	8-11	奉天承德縣大連城宋忠因索爾殴傷妻身死案	李留付莊屯	→ 方長	本村	→
承3	119	承德	10-9	奉天承德縣大連城宋忠因索爾殴傷妻身死案	不明	→ 守僕	不明	→
承4	127	承德	18-3	奉天承德縣大連城宋忠因索爾殴傷妻身死案	不明	→ 保正	不明	→
承5	125-4	承德	20-7	奉天承德縣大連城宋忠因索爾殴傷妻身死案	不明	→ 保長	不明	→
承6	119	承德	20-10	奉天承德縣大連城宋忠因索爾殴傷妻身死案	姜子峪	→ 守僕	本村	→
承7	132	承德	25-2	奉天承德縣大連城宋忠因索爾殴傷妻身死案	不明	→ 甲長	不明	→
承8	122	承德	5-12	奉天承德縣大連城宋忠因索爾殴傷妻身死案	→	→	→	→
遼1	124	遼寧	16-2	奉天遼州城宋忠因索爾殴傷妻身死案	不明	→ 保長	不明	→
遼2	124	遼寧	16-2	奉天遼州城宋忠因索爾殴傷妻身死案	家窯窩	→ 優長	往徃牌榜	→
遼3	127-8	遼寧	8-4	奉天遼州城宋忠因索爾殴傷妻身死案	不明	→ 保正	不明	→
遼4	124-5	遼寧	25-2	奉天遼州城宋忠因索爾殴傷妻身死案	新鋪坡	→ 保長	本村	→
遼5	125	遼寧	24-3	奉天遼州城宋忠因索爾殴傷妻身死案	不明	→ 保長	不明	→
遼6	119-20	遼寧	10-10	奉天遼州城宋忠因索爾殴傷妻身死案	八卦頭堡？	→ 守僕	本村？	→
遼7	125	遼寧	10-12	奉天遼州城宋忠因索爾殴傷妻身死案	双旗台	→ 旗長	本村	→
遼8	120	遼寧	12-2	奉天遼州城宋忠因索爾殴傷妻身死案	小煙合堡	→ 守僕	保長	本村？
遼9	120	遼寧	17-2	奉天遼州城宋忠因索爾殴傷妻身死案	不明	→ 守僕	不明	→
遼10	125-6	遼寧	2-2	奉天遼州城宋忠因索爾殴傷妻身死案	御爾堡	→ 旗長	本村	→
遼11	126	遼寧	20-正	奉天遼州城宋忠因索爾殴傷妻身死案	黃家屯	→ 旗長	本村	→
遼12	126-7	遼寧	20-2	奉天遼州城宋忠因索爾殴傷妻身死案	劉家廟	→ 保長	本村	→
遼13	120-1	遼寧	22-7	奉天遼州城宋忠因索爾殴傷妻身死案	不明	→ 保長	不明	→
遼14	127	遼寧	22-8	奉天遼州城宋忠因索爾殴傷妻身死案	不明	→ 保長	不明	→
遼15	135	遼寧	24-5	奉天遼州城宋忠因索爾殴傷妻身死案	不明	→ 鄉約	不明	→
海1	121	海城	9-10	奉天海城縣郭勤因索爾殴傷妻身死案	姜大石屯？	→ 守僕	本村	→
海2	132	海城	11-12	奉天海城縣郭勤因索爾殴傷妻身死案	牛莊西關	→ 線甲	同鑑	→
海3	135	海城	9-正	奉天海城縣郭勤因索爾殴傷妻身死案	羅家堡	→ 鄉約	本村	→
海4	136	海城	11-正	奉天海城縣郭勤因索爾殴傷妻身死案	徐家屯	→ 鄉約	本村	→
海5	121-2	海城	25-3	奉天海城縣郭勤因索爾殴傷妻身死案	鶴嘴堡	→ 守僕	本村	→
海6	16-2	海城	2-2	奉天海城縣郭勤因索爾殴傷妻身死案	→	→	→	→
蓋1	128	蓋平	23-9	奉天蓋平縣旗人王進因索爾殴傷妻身死案	二道（通）溝	→ 保正	崔家堡	→
蓋2	136	蓋平	18-9	奉天蓋平縣旗人王進因索爾殴傷妻身死案	高莊屯	→ 鄉約	本村	→
遼東・南部								
岫1	136-7	岫巒	5-4	盛京岫巒民路東即墨縣劉作彰因分錢不均打死劉貴案	不明	→ 守僕	不明	→
岫2	137	岫巒	17-10	奉天岫巒縣民劉曉志因分種地起訴致劉貴身死案	七攢子	→ 鄉頭	橫道河子	→
岫3	137	岫巒	8-8	盛京岫巒縣客民于和因賣地而死案	不明	→ 鄉約	本村	→
岫4	128-9	岫巒	14-4	奉天岫巒縣民朱元景欠債被呂振邦殴傷致死案	不明	→ 保正	不明	→
岫5	129	岫巒	16-6	奉天岫巒縣客民張治文因討債被呂振邦殴傷致死案	不明	→ 保正	不明	→
岫6	137-8	岫巒	20-9	奉天岫巒縣民王文有因拿劉金賤旗人劉建碌殴傷身死案	不明	→ 鄉約們	本村	→
復州	138	復州	16-2	奉天復州縣理田某等指責朱某妻謀害良旗人吳家	不明	→ 鄉約	不明	→
寧海	129	寧海	11-正	奉天寧海縣旗人金文義因索爾錢旗人蘇元及王氏案	不明	→ 保正	不明	→
鳳1	138	鳳凰城	15-5	奉天鳳凰城楊國恩因中人担保糾紛殴傷旗人吳成身死案	馬快嘴子屯	→ 鄉約	旧門口	→
鳳2	130	鳳凰城	16-3	奉天鳳凰城旗人戴老各為弟索爾錢旗人吳成身死案	鳳凰城裡？	→ 保正	不明	→
遼東・東部								
撫1	138-9	撫京	15-4	奉天撫京縣玉剛因欠錢被山東諸城縣民郭名打死案	封石溝	→ 鄉約	馬圈子屯	→
撫2	16-3	撫京	16-3	奉天撫京縣李鈞在工所干活致死旗人王成身死案	→	→	→	→
撫3	139	撫京	13-正	奉天撫京旗人張鈞因長工支工錢打死旗人王成身死案	產留溝屯	→ 鄉約	本村	→
撫4	139-40	撫京	23-4	奉天撫京縣客民米如玉索討借錢被旗人王成身死案	雞風樓	→ 鄉約	雞風樓	→
遼西								
新1	140	新民	21-10	奉天新民縣民郭勤基因殴傷小功堂叔鴻義致死案	杏樹坡子屯	→ 鄉約	本村	→
新2	140	新民	21-11	奉天新民縣客民劉進忠因殴傷民夫致死案	杏樹屯	→ 脣頭	本村	→
新3	122-3	新民	12-1	奉天新民縣旗人劉進忠因殴傷民夫致死案	半拉門屯？	→ 保正	本村	→
義1	141	義州	16-10	奉天義州縣劉夢先因糾演戲集事段致死旗人劉方身死案	周家屯	→ 鄉約	本村	→
義2	141	義州	19-12	奉天義州縣猪富因角歌傷民夫致死案	→	→	→	→
廣1	141-1	廣寧	18-9	奉天廣寧縣劉世興因索爾錢旗人李貴致死案	不明	→ 鄉約	不明	→
廣2	142	廣寧	16-3	奉天廣寧縣客民劉進忠因索爾錢旗人李貴致死案	不明	→ 鄉約	不明	→
廣3	142	廣寧	16-2	奉天廣寧縣劉文祥因和地糾紛被客民于一財殴傷身死案	康家屯	→ 鄉約	不明	→
廣4	130	廣寧	14-9	奉天廣寧縣客民于一財因索爾錢旗人李貴致死案	不明	→ 保正	庄達	→
廣5	130-1	廣寧	17-4	奉天廣寧縣客民于一財因索爾錢旗人李貴致死案	魏家屯	→ 守僕	本村	→
廣6	131	廣寧	22-10	奉天廣寧縣客民于一財因索爾錢旗人李貴致死案	三台屯	→ 保正	塔子溝屯	→
錦1	131	錦	22-4	奉天錦縣客民李慶因找補典地被劉金等致死案	不明	→ 保正	不明	→
錦2	142-3	錦	25-7	奉天錦州縣劉金等因索爾錢旗人李貴致死案	正隆屯	→ 脣頭	本村	→
錦3	143	錦	19-4	奉天錦州縣客居回民白因索爾錢旗人李貴致死案	劉家屯	→ 鄉約	本村	→
錦4	143	錦	21-6	奉天錦州縣客居回民白因索爾錢旗人李貴致死案	呂家屯	→ 三台子	→	→
遼1	143-4	遼寧	14-10	奉天遼瀋州民劉利因索爾錢旗人李貴致死案	老軍屯	→ 保正	本村	→
遼2	144	遼寧	10-9	奉天遼瀋州民劉利因索爾錢旗人李貴致死案	南街	→ 脣頭	本鎮	→
遼3	145	遼寧	21-7	奉天遼瀋州民白因索爾錢旗人李貴致死案	望來石屯	→ 甲長	本村	→
吉林								
吉林	吉林將軍區	16-3	吉林將軍區搜得恩姑出丁高漢魁因債務糾紛致死案	→	→	→	→	→
吉1	吉林	19-9	吉林周廣謙扎傷公程工程六身死案	→	→	→	→	→
吉2	146	吉林	5-12	吉林府李珍毅獄直隸山東民王勇成身死案	不明	→ 脣頭	本村	→
吉3	146-7	吉林	8-正	吉林府客民王勇成因分種地款打死王秀芬案	劉家店屯	→ 鄉地	本村？	→
伯1	147	伯都訥	4-10	伯都訥伯都訥客民王富當因不能還欠款打死人張萬良案	甲新子屯	→ 鄉長	本村	→
伯2	133	伯都訥	19-11	伯都訥伯都訥客民王富當因不能還欠款打死人張萬良案	火燒廟子屯	→ 什家長	本村	→
古1	147	蒙古	15-9	吉林蒙古族客民喇哈柱因索爾錢旗人李貴致死案	不明	→ 鄉長	不明	→
古2	147	蒙古	10-2	吉林蒙古族客民喇哈柱因索爾錢旗人李貴致死案	→	→	→	→
古3	147-8	蒙古	21-6	吉林蒙古族客民喇哈柱因索爾錢旗人李貴致死案	官屯	→ 鄉長	本村	→
長春	148	長春	22-6	吉林長春府客民劉正卿因索爾錢旗人李貴致死案	不明	→ 里長	不明	→
琿春	149	琿春	14-9	吉林琿春縣客民劉正卿因索爾錢旗人李貴致死案	不明	→ 里長	不明	→
三姓	10-7	三姓	10-7	吉林三姓地方客民王文因自殺被劉金等致死案	不明	→ 里長	不明	→
三姓	25-12	三姓	25-12	吉林三姓縣王文因自殺被劉金等致死案	望來石屯	→ 甲長	本村	→

資料：荒武遼明「嘉慶年間南北洲地城の郷村統治に関する史料」『徳島大学総合学部人間社会文化研究』22巻、2014年。原資料は杜家編纂『清嘉慶朝刑科題本社会史料輯註』1：番号は前号掲載の「●●—△△」と記載するが、これは「嘉慶●●年△△月△日」の意味である。

註2：時間は「●●—△△」と記載するが、これは「嘉慶●●年△△月△日」の意味である。

註3：網掛けをした案件は郷村役が登場しない、または不明のものを指す。

註4：「報告先郷村役」の項目に複数の郷村役が登場する場合、ゴッチック体で示した郷村役が上級への報告を担当したことを示す。

報告先郷村役2	配置地点	→ 州県衙門	補足事項	卷数	『輿刊』所収頁	
	→ 開原県			1	469	
	→ 開原県			2	926-927	
	→ 開原県			2	941-942	
	→ 開原県			3	1559-1560	
	→ 開原県	事件の通報は守堡と百家長へ、県への早報は守堡。		3	1604-1606	
	→ 開原県			3	1624-1625	
	→ 開原県			3	1635-1636	
	→ 開原県			3	1647-1648	
	→ 開原県			3	1655-1656	
	→ 鉄道県			2	902-903	
	→ 鉄道県			2	1008-1009	
	→ 鉄道県			3	1626-1627	
守堡	本村	→ 鉄道県		3	1629-1630	
	→ 不明			3	1230-1231	
	→ 承徳県	守堡・牌頭連名での報告。		3	1496-1497	
	→ 承徳県			3	1596-1597	
	→ 承徳県	守堡→驛丞→承徳県		3	1601-1602	
	→ 承徳県			3	1633	
	→ 承徳県			3	1643	
	→ 承徳県			3	1644-1645	
	→ 承徳県			3	1665	
	→ 承徳県			3	1679-1680	
	→ 滇陽州			1	449-450	
	→ 滇陽州			2	794-795	
	→ 滇陽州			2	821-822	
	→ 滇陽州			2	1026-1027	
	→ 滇陽州	保長1人と牌頭2人の名前あり。保長は牌頭に囁令した。		3	1481-1482	
	→ 滇陽州			3	1600-1601	
	→ 滇陽州	旗保長		3	1606-1607	
	→ 滇陽州	守堡=保長の実例		3	1617-1618	
保長	不明	→ 滇陽州		3	1632	
	→ 滇陽州	旗保長		3	1638-1639	
	→ 滇陽州	旗保長		3	1639-1640	
牌頭	阿思牛銀堡	→ 滇陽州	牌頭所在地と事件発生村落は10里離れている。	3	1640-1641	
	→ 滇陽州			3	1659-1660	
	→ 滇陽州	旗長の登場する案件		3	1660-1661	
	→ 滇陽州			3	1664	
	→ 海城県			1	81-82	
	→ 海城県			2	955-956	
	→ 海城県			3	1598-1599	
地方	五頂山	→ 海城県	地方は郷約に命じて犯人を看守させた。	3	1607-1608	
	→ 海城県			3	1661-1662	
	→ 蓼平県			3	1796-1797	
	→ 蓼平県			2	750-751	
	→ 蓼平県			3	1634-1635	
郷約	不明	→ 勅巖庁		2	507	
郷約	蕭山溝	→ 勅巖庁		2	659-660	
	→ 勅巖庁			2	829-830	
	→ 勅巖庁			2	855-856	
	→ 勅巖庁	屏植は“郷保”に埋葬させよ。郷保は郷村役の一般名詞か？		2	918-919	
保正	不明	→ 勅巖庁		3	1857-1858	
	→ 復州			3	1792-1793	
	→ 寧海県			3	1609-1610	
保正	大梨樹屯	→ 勅巖庁		3	1621-1622	
	→ 勅巖庁			3	1625-1626	
	→ 奥京府			2	797-798	
	→ 奥京府			3	1422	
	→ 奥京府			3	1615-1616	
	→ 奥京府			3	1658-1659	
郷約	本村	→ 新民府		1	313-314	
擬什庫	本村？	→ 新民府		2	1002-1003	
	→ 新民府			3	1649-1650	
	→ 義州			1	217-218	
	→ 義州			3	1636-1637	
	→ 義州			3	1645-1546	
	→ 宜寧県			1	250	
	→ 宜寧県			1	450-451	
	→ 宜寧県			2	899-900	
	→ 宜寧県	重遠が当初ケンカの仲裁。被害者死亡後に保正に通報。		3	1502-1503	
保正	下肖家溝	→ 宜寧県		3	1505-1506	
	→ 宜寧県			3	1656-1657	
	→ 錦県			2	719-721	
郷約	双陽店	→ 錦県		3	1489-1491	
	→ 錦県			3	1572-1573	
	→ 錦県			3	1652-1653	
地方	郷約	本村	→ 寧遠州	地方が衙門へ報告。【案3】の案件の老軍屯地と同一の郷村役か。	1	151-152
地方	郷約	前庄衛	→ 寧遠州	報告を受けた地方は郷約に犯人を看守させる。郷保は郷村役の一般名詞か？	3	1602-1604
地方	老軍屯	→ 寧遠州	現場に甲長が通りかかり仲裁。その後、被害者死亡。牌頭へ通報。	3	1566-1568	
		→ 捜得恩站	捜得恩站は犯人の所属する驛站である。	3	1797-1798	
		→ 不明		3	1450-1451	
郷地	本村？	→ 吉林庁	牌頭は騒動を開き駆けつけた。その後、郷地に報告。	2	804-805	
	→ 吉林庁			2	817-819	
	→ 伯都訥？	「州県衙門」の項目の伯都訥は伯都訥副都統を指す。		2	503-504	
	→ 伯都訥	「州県衙門」の項目の伯都訥は伯都訥副都統を指す。		2	988-989	
	→ 寧古塔	「州県衙門」の項目の寧古塔は寧古塔副都統を指す。		2	884-885	
	→ 不明			3	1401-1402	
	→ 寧古塔	沿頭の登場する案件。「州県衙門」の項目の寧古塔は寧古塔副都統を指す。		3	1565-1566	
	→ 長春店			3	1474	
	→ 寧古塔	「州県衙門」の項目の寧古塔は寧古塔副都統を指す。		3	1620-1621	
	→ 二姓	「州県衙門」の項目の二姓は二姓副都統を指す。		3	1498-1499	
	→ 二姓	「州県衙門」の項目の二姓は二姓副都統を指す。		3	1492	

『刊』全三編、天津古籍出版社、2008年。（『輿刊』と略記）。本表右端の巻数・ページ数は本資料に対応している。

表3-1 案件の通報・報告関係〔旗人村落関係・守堡〕

番号	収録頁	地点	時間	題名
遼東・北部				
開3	115	開原	17-3	奉天開原県民馮霖因薬銭事被客民孫栄武戳傷身死案
開5	115-6	開原	10-12	奉天開原県民人李發因借錢事推跌旗人史俊登内損身死案
開6	116	開原	16-正	奉天開原県台丁董長住因債務糾紛戳傷旗人戴成美身死案
開7	116	開原	18-11	奉天開原県客民張紅安砍傷錫伯旗人雇工來德身死案
開8	116	開原	21-4	奉天開原県旗人張俊因田地之爭傷胡八十一身死案
開9	116-7	開原	21-10	奉天開原県民雇工李明殴傷旗人李文碌身死案
鉄1	117	鉄嶺	16-3	奉天鉄嶺県孫學魁被外鄉人張均殴傷身死案
鉄2	117	鉄嶺	22-3	奉天鉄嶺県民周坤与李陽春因爭種田地被殴斃案
鉄3	117-8	鉄嶺	16-4	奉天鉄嶺県鑲紅旗莊親王門下壯丁楊四因債務糾紛戳死壯丁包衣達毛文生案
鉄4	118	鉄嶺	16-10	奉天鉄嶺県旗人壯丁劉玉財因口角殴傷旗人社勇盛身死案
遼東・中部				
承1	118-9	承德	10-9	奉天承德県旗人家奴張英因索要房錢等事戳傷良人張王氏身死案
承3	119	承德	10-8	奉天承德県驛丁張泳成因索債事致死旗人張仁案
承6	119	承德	20-10	奉天承德県旗人卞五格因欠錢傷民劉幅元身死案
遼6	119-20	遼陽	10-10	奉天遼陽州客民李朝望將旗人莊守得戳傷致死案
遼8	120	遼陽	13-6	奉天遼陽州旗人馮發盛致死堂弟馮二黑案
遼9	120	遼陽	17-2	奉天遼陽州正黃旗宗室家僕蘇玉因口角殴傷無服族弟蘇浩致死案
遼13	120-1	遼陽	22-7	奉天遼陽州旗人梁有因看青工值之爭戳傷旗人何均功身死案
海1	121	海城	9-10	奉天海城縣民郭凱因出租蝦網事將胞弟戳傷致死案
海5	121-2	海城	23-3	奉天海城縣旗人李堂俊因向民黃金花討要草豆錢糧被殴斃案
遼東・南部				
岫1	136-7	岫巖	5-4	盛京岫巖客民山東即墨縣民劉作彬因分錢不均打死劉貴案
遼西				
広5	130-1	広寧	17-4	奉天広寧県旗下家奴高煙因債務糾紛殴傷董二身死案

表3-2 案件の通報・報告関係〔旗人村落関係・保長〕

番号	収録頁	地点	時間	題名
遼東・中部				
承5	123-4	承德	20-7	奉天承德県旗人薛明因索欠傷民人董青身死案
遼1	124	遼陽	16-2	奉天遼陽州民王忠亮因口角起衅戳死妻弟郭春和案
遼2	124	遼陽	4-11	奉天遼陽州客民楊尚春因索欠打死羅万金案
遼4	124-5	遼陽	25-2	奉天遼陽州客民劉青因散夥算帳不清被殴身死案
遼5	125	遼陽	24-3	奉天遼陽州客民祝二因索討工錢殴傷雇主馬青來身死案
遼7	125	遼陽	10-12	奉天遼陽州旗人王登亮因被迫討欠錢事致死民馬文亮案
遼8	120	遼陽	13-6	奉天遼陽州旗人馮發盛致死堂弟馮二黑案
遼9	120	遼陽	17-2	奉天遼陽州正黃旗宗室家僕蘇玉因口角殴傷無服族弟蘇浩致死案
遼10	125-6	遼陽	19-9	奉天遼陽州旗人陳福因索債傷民人宋大身死案
遼11	126	遼陽	20-正	奉天遼陽州旗人黃儒因索欠傷旗人白文珍身死案
遼12	126-7	遼陽	20-2	奉天遼陽州旗人陳有俊因索欠錢傷旗人劉建碌身死案
遼14	127	遼陽	22-8	奉天遼陽州旗人于自潮、于自金聽從于自彩等謀殺催長謬玉柱案

表3-3 案件の通報・報告関係〔旗人村落関係・その他〕

番号	収録頁	地点	時間	題名
遼東・中部				
承2	123	承德	8-11	奉天承德県客民龔三因索欠踢死旗人王奇開案
遼西				
新3	122-3	新民	21-6	奉天新民府旗人劉進忠因債傷民于景義身死案
広4	130	広寧	14-9	奉天広寧県旗人門下家人潘鈞金索欠毆傷孫添錫身死案

註：「報告先郷村役」の項目に複数の郷村役が登場する場合、ゴチック体で示した郷村役が上級への報告を

事件発生村落	→	報告先郷村役 1	配置地点	→	報告先郷村役 2	配置地点	卷数	『輯刊』所収頁
狐家子屯	→	守堡	本村	→			2	941-942
新屯	→	守堡、百家長	本村	→			3	1604-1606
不明	→	守堡	不明	→			3	1624-1625
下清河屯	→	守堡	本村	→			3	1635-1636
不明	→	守堡	不明	→			3	1647-1648
喜雀溝	→	守堡	本村	→			3	1655-1656
不明	→	守堡	不明	→			2	902-903
土家樓子屯	→	守堡	本村	→			2	1008-1009
雷其堡	→	守堡	本村	→			3	1626-1627
徐家湖	→	牌頭	本村	→	守堡	本村	3	1629-1630
柏楊木林子屯	→	守堡・牌頭連名	本村	→			3	1496-1497
不明	→	守堡	不明	→			3	1601-1602
麦子峪	→	守堡	本村	→			3	1644-1645
八卦頭堡？	→	守堡	本村？	→			3	1600-1601
小煙台堡	→	守堡=保長	本村？	→			3	1617-1618
不明	→	守堡	不明	→	保長	不明	3	1632
不明	→	守堡	不明	→			3	1659-1660
黃大仁屯？	→	守堡	本村	→			1	81-82
鶴鵠堡	→	守堡	本村	→			3	1661-1662
不明	→	守堡	不明	→	郷約	不明	2	507
魏家屯	→	守堡	本村	→	保正	下肖家溝	3	1505-1506

事件発生村落	→	報告先郷村役 1	配置地点	→	報告先郷村役 2	配置地点	卷数	『輯刊』所収頁
不明	→	保長	不明	→			3	1643
不明	→	保長	不明	→			1	449-450
杜家窯棚	→	保長	過往牌堡	→			2	794-795
新城堡	→	保長	本村	→			2	1026-1027
不明	→	保長、牌頭	不明	→			3	1481-1482
双樓台	→	旗保長	本村	→			3	1606-1607
小煙台堡	→	守堡=保長	本村？	→			3	1617-1618
不明	→	守堡	不明	→	保長	不明	3	1632
劉爾堡	→	旗保長	本村	→			3	1638-1639
黃家屯	→	旗保長	本村	→			3	1639-1640
劉家崗	→	保長	本村	→	牌頭	阿思牛錄堡	3	1640-1641
不明	→	保長	不明	→			3	1660-1661

事件発生村落	→	報告先郷村役 1	配置地点	→	報告先郷村役 2	配置地点	卷数	『輯刊』所収頁
李爾什莊屯	→	方長	本村	→			3	1596-1597
半拉門屯？	→	屯達	本村	→	撥什庫	本村？	3	1649-1650
不明	→	保正・屯達	不明	→			3	1502-1503

担当したことを示す。

いた。これらの地域にも遼東中部に比べて時期的に遅れるが広大な旗地が設置されていった。
まず守堡から検討を始めよう。守堡には村落名をその職名の前に附すことが多い。

【鉄2】「拠県属土家樓子屯守堡李忠呈称：……」⁽⁶¹⁾

【承6】「拠麥子峪守堡卞國鐸呈称：……」⁽⁶²⁾

(訳は省略)

この他表3-1の第一通報先郷村役を見てみると、案件発生村落名が判明しない7例を除いた14例の内12例において、人びとは「本村」の守堡に通報していた。残り2村は「本村」であるか定かではなかった。彼らはその村落に居住する旗人・民人からの通報を受け、事件を処理、州県衙門へ報告した。管見の限り守堡には“管下”“管界”という管轄区を持つ事例が存在しない。

【鉄4】「嘉慶十六年十月初一日、拠県属徐家湖守堡劉旺呈前事、詞稱：九月三十日巳刻、有牌頭劉柴給身送信說：……。」

「拠劉敬供：小的是盛京戸部六品官管下人、年三十七歳、在這徐家湖居住種地度日。……。
小的到來查看、問他不能言語、僅止哼哼。以後守堡、牌頭到來瞧看、正要報官。……。」

（「嘉慶16年10月1日、県下の徐家湖の守堡の劉旺が先の件について報告し、その内容には次のようにあった：9月30日巳の刻に、牌頭の劉柴が私に知らせを送ってきて言うには：……。」

「劉敬の供述によれば：私は盛京戸部六品官の管下の者で年は37歳、この徐家湖に居住して農業をして暮らしております。……。私が来て調べてみると、問うても彼は言葉を発せず、ただ唸るだけでした。その後守堡と牌頭が調べに来て、官に報告しようとしたのです。」⁽⁶³⁾
この事例では守堡の下に牌頭という下役がおり、守堡はその報告を受けている。複数の郷村役が登場するが、事件の発生から守堡への通報は徐家湖という1つの村落の中で行われていた。前節での整理において清末の守堡が1旗屯1名とは限らず複数の場合もあったことを想起すれば、守堡という郷村役は1村落もしくはそれよりも小さい範囲を管轄する郷村役であったと考えられる。

では遼陽州に集中して現れる保長と守堡の関係はどうだろうか。前節の①で検討した【遼8】に基づくならば、遼陽州の守堡は保長と同義、職責もまた基本的に同じと考えられる。残念ながら『輯刊』以外の史料には保長に関する記述が殆ど存在しないのだが、僅かに見られる史料を提示して理解を深めたい。乾隆年間、清朝は旗人の生計問題解決の為に牧廠を各地に設置した⁽⁶⁴⁾。遼陽州の双樹子にもその牧廠の1つが設置されたのだが、乾隆40年（1775年）に後世の

(61) 【鉄2】「奉天鉄嶺県民周坤与李陽春因争種田地被殴斃案」（嘉慶二十二年三月）『輯刊』2巻、1008-09頁、前稿117頁。

(62) 【承6】「奉天承德県旗人卞五格因欠錢傷民劉幅元身死案」（嘉慶二十年十月）『輯刊』3巻、1644-45頁、前稿119頁。

(63) 【鉄4】「奉天鉄嶺県旗人壯丁劉玉財因口角殴傷旗人杜勇盛身死案」（嘉慶十六年十月）『輯刊』3巻、1629-30頁、前稿118頁。

(64) 周藤吉之『清代満洲土地政策の研究：特に旗地政策を中心として』河出書房、1944年、270-277頁。

土地争いを避ける為に「双樹子牧廠碑記」が建てられた。その末尾に牧廠の四至並びに石碑建立に関わった人物の名前が記される。

「四至：南至趙、白姓地、北至大柳樹、東至趙方姓地、西至王姓地。三塊。南北一百丈、東西一百一□塊南北七十三丈、東□□□□□東至□□□□□□

鄉約郝文有 方學漢 王之亮 趙學深

儒學稟膳生員趙學金 撰

同總理人方成祿 郝發

業儒□□□書 張國謙 齊章

保長劉天榮 趙學□

乾隆四十年」⁽⁶⁵⁾

この牧廠は3筆の土地片に分かれ、東西南北それぞれの長さが100丈（約300m強）程度の土地片であった。住民による土地の侵食と将来の紛糾が起こらぬよう座落と四至を確定すべく、周囲の関係各村との合意の形成が必要となった。この碑文に記される関係者の郷村役は郷約4名と保長2名の計6名である。これをこの土地片に関わる自然村の数と解すれば妥当な数だろう。この場合の郷約は前節で述べたような強い権限で広範囲を管轄する清末のそれではなく、村落程度の範囲の郷村役であった。

『輯刊』の旗人村落の守堡・保長や民人村落の郷約（後、清末の郷約ではなく直上で取り上げた乾隆40年双樹子牧廠近辺の郷約）は単なる村長であると考えられるのだが、この保長に目を向けると守堡・郷約とは性格がやや異なる点に気付く。表3-2の12例の保長の内、所在村落が判明しないものが5例ある。残る7例の内、おそらく事件の発生した村落、「本村」に配置されていたと考えられるのが6例である。これはある村の郷村役がその村の事件の通報を受けるという点で守堡に等しい職責を具えている。残る1例を検討しよう。

【遼2】「拠過往碑堡保長曹林呈称：二十四日半夜時有管界杜家窯棚民羅珍送信説：……。」

（「過往碑堡の保長曹林の報告には次のようにある：24日夜半に管界の杜家窯棚の民の羅珍が知らせを送ってきて言うには：……。」）⁽⁶⁶⁾

遼陽州の過往碑堡の保長には“管界”があり、その中の杜家窯の棚民羅珍が保長へ通報し、保長が遼陽州へと報告した。守堡の職責は複数村落を管轄する点において否定的であったが、保長には管轄する領域を持つものが一部に存在していたと考えられる。この他、事件発生村落と郷村役所在村落の名称が判明しない案件であるが、次のような例がある。

【遼9】「嘉慶十七年十一月初四日、拠保長蘇洪起呈称、十一月初三日夜一更時、有守堡王登標給身送信、説：……。」

（「嘉慶17年11月4日、保長の蘇洪起の報告に依れば：11月3日夜一更の時、守堡の王登標が

(65) 「双樹子牧廠碑記」（趨寶庫輯錄『遼陽碑志選編』遼寧民族出版社、2011年、225-26頁所収）。

(66) 【遼2】「奉天遼陽州客民楊尚春因索欠打死羅万金案」（嘉慶四年十一月）『輯刊』2巻、794-95頁、前稿124頁。

「私に知らせを送ってきて言うには：……。」⁽⁶⁷⁾。

この保長がどの村落に配置されていたのかは不明である。守堡が保長へ、さらに保長が遼陽州へ事件を報告している。守堡が村長であるならばその“長”が同じ村落の“長”に改めて報告する必要はあるまい。この場合の守堡と保長が同じ職責を持つ郷村役であったとは考えられない。【遼2】の事例も考慮すれば、一部の保長は管界をもって複数村落を管する郷村役でもあったと言える。このように一方で守堡と保長は同等のものでありながら、また一方で同一地域において守堡を管轄下に置く種類の保長が併存していたのである。

この矛盾を如何に理解すべきか、可能性の1つを述べる。守堡は前節の解説によれば雍正4年（1726年）以降に整備・配置されたものである。保長はそれ以前から存在していた郷村役の呼称ではないだろうか。当初形成された村落の分布密度は低く、村落間の距離も大きい。更なる人口増加によってこれらの村落の周囲に新たな村落が形成された。雍正4年以降の新しい村落の郷村役は守堡と称された。もともとの保長はこれらの周辺村落からの報告を受ける立場となり、管轄区とも言うべき領域が形成された。その時点では既に保長は旧称となっていたが、保長職及びその呼称が廃止、消滅したわけではない。前節①で考察した【遼8】のように官側の認識（＝守堡）と民間の認識（＝証人の供述にある保長）が一致し続けない場合もある。民間では嘉慶年間に到っても保長という郷村役の呼称が残存し、守堡すらも保長と称されることがあった。表1、表3-3において、おそらくは清初の遺制と思しき総甲、百家長、什家長という郷村役が嘉慶年間まで永く残存していたことを踏まえれば、保長という旧称が存続することに違和感はない。制度の改変があったとしても、旧制度の郷村役は改廢されることなく維持され、新制度の郷村役とともに併存し続けたのではないか。以上は推測に過ぎずこれを実証する史料はないが、このように考えれば守堡と保長の関係がある程度整合的に理解できよう。

これらの村落には保甲的性格の強い牌頭という小役が存在することがある。前節で述べたように保甲は少なくとも雍正4年（1726年）、乾隆5年（1740年）に施行され、また新たに人口流入が確認されるたびに設定された。牌頭は本来保甲に関わる戸数10家を単位とする集団の長であるが、戸数原理は人口の変動で早期に崩れ、実質上村落より小さな範囲の小集団の長を指すようになった。彼らは旗人村落、民人村落に関わりなく、郷約や守堡・保長の下役として登場しているので、その関係上ここで考察を加えておきたい。

後掲の表4-2を見れば11例の牌頭の内、統属関係のないものが1例、【開1】である。この遼東北部開原県尚陽堡の“尚陽堡牌頭”は、犯人の逮捕並びに報告を行っており、比較的大きな権限を持っているので村落内の小役とは言えない⁽⁶⁸⁾。尚陽堡は清初より閑内からの流人の配流先として知られ、村落と言うよりは1つの町であった。この1例を除外した10例を考察の対象とす

(67) 【遼9】「奉天遼陽州正黃旗宗室家僕蘇玉因口角殴傷無服族弟蘇浩致死案」（嘉慶十七年二月）『輯刊』3卷、1632頁、前稿120頁。

(68) 【開1】「奉天開原県民路智因索欠殴傷妻弟胡拉住身死案」（嘉慶二十一年四月）『輯刊』1卷、469頁、前稿133頁。

る。この内【遼12】以外のすべての案件において、牌頭は上役に従属する郷村役であった。遼西新民庁の民人村落の例では、

【新2】「拠庁署大樹屯鄉約劉可印呈称、本月十八日清晨、有牌頭程繼宗至身家訴称：……。」

（「新民庁の大樹屯の郷約の劉可印の報告に依れば：本月18日明け方、牌頭の程繼宗が家にやってきて言うには：……。」）⁽⁶⁹⁾

とあり郷約の下役としての牌頭がいた。遼陽州の旗人村落には次のような例がある。

【遼5】「嘉慶二十四年三月十九日、拠保長呈称：……。」

「拠祝二供：……。小的害怕、告知保長李碌葉、牌頭任美、王富祥、把馬青來擡到廟上養傷。……。」

（「嘉慶24年3月19日、保長の報告に依れば：……。」「祝二の供述に依れば：……。私は怖くなつて、保長の李碌葉、牌頭の任美、王富祥に知らせて、馬青來を廟に担ぎ込んで手当てをしました。……。」）⁽⁷⁰⁾

犯人の供述から保長に複数の牌頭が付き従っている姿を見ることが出来る。

これら牌頭は本来保甲制度と関わりが強かったにもかかわらず、保正を上役に持つ事例がない（後掲表4-2）。また前節で述べた通り甲長など100家単位で設置されたはずの郷村役は満洲には殆ど見られない。満洲には牌頭という理念上10家単位の戸数編成原理による郷村役のみが残存し、守堡・郷約などの自然村落の長（地縁編成原理の郷村役）の下の小役になっていたのである。

以上が満洲に普遍的に見られる村落内の小集団の郷村役、牌頭の事例である。最後に、例えば遼陽州には上述【遼5】のように保長に複数の牌頭が従う事例があつたが、これとは異なる性質の牌頭が存在することを指摘しておきたい。

【遼12】「嘉慶二十年二月十三日、拠州屬城西北阿思牛錄堡牌頭史柱呈称：二月十一日燃灯時、有管界十里遠劉家崗保長史學思給身送信、説：……。」

（「嘉慶20年2月13日、州所属の城西北の阿思牛錄堡の牌頭の史柱の報告に依ると：2月11日の燈火を灯す頃、管界内の10里離れた劉家崗の保長の史學思が私に知らせを送ってきて言うには：……。」）⁽⁷¹⁾

遼陽州の阿思牛錄堡は八旗制度のニル（牛錄）に由来する村落である⁽⁷²⁾。この村落の牌頭の史

(69) 【新2】「奉天新民屯庁客民王觀因索欠截傷張四海身死案」（嘉慶二十一年閏六月）『輯刊』2巻、1002-03頁、前稿140頁。

(70) 【遼5】「奉天遼陽州客民祝二因索討工錢殴傷雇主馬青來身死案」（嘉慶二十四年三月）『輯刊』3巻、1481-82頁、前稿125頁。

(71) 【遼12】「奉天遼陽州旗人陳有俊因索欠錢傷旗人劉建碌身死案」（嘉慶二十年二月）『輯刊』3巻、1640-41頁、前稿126-27頁。

(72) 安部健夫「八旗満洲ニルの研究」（1942年・51年、同『清代史の研究』創文社、1971年所収）附図“満洲における特殊屯堡の分布図”（原載は『東方学報（京都）』20巻、1951年）には阿什牛錄とあり。

柱は10里（約5km）離れた劉家崗保長の史学思から報告を受ける立場にあった。その後この牌頭が遼陽州へと事件を報告した。

ここから遼陽州という同一の地域内に「村落内の小集団の長」と「複数村落を管する長」という異なる2種類の牌頭が併存することが分かった。後者の牌頭は、守堡の上位に立つ保長すらも下役として従えていた。地方志などの資料にこの2つの牌頭の考察を深める糸口は得られない。ただ他の郷村役より上位に置かれ大きな権限を持つ牌頭は【開1】の“尚陽堡牌頭”、【遼12】の“阿思牛錄堡牌頭”のように比較的大きな村落（もしくは鎮）の地名を冠するという特徴があるようだ。以下は推論であるが、阿思牛錄堡の牌頭は本来はニル下の小集団を管する長であったが、やがてその所在の村落の名称を冠した郷村役になったのではないか。さらにその周囲に村落が形成され、保長（雍正4年以降は守堡）などの郷村役が置かれたと考えられる。また保甲制が施行され保正一牌頭が配置されたとしても、この保甲とは関わりのないニル下の牌頭という呼称は廃止されず、嘉慶年間に至るまで存続したのかもしれない。ただしこの推論を実証する史料は無い。

2. 保甲制度：戸数編成原理の郷村役、保正

ここまで考察により牌頭は10家単位の長という性格を失い村落内の小集団を管する郷村役となったこと、また表4-2によれば牌頭もまた保正に従属するものではなくなっていたことが明らかとなった。100家を束ねる甲長は満洲には殆ど見られない為（表4-3）、本項では1,000家の長とされる保正についてのみ考察する。

表4-1によれば保正是『輯刊』に14例登場するが、遼東北部・東部、吉林には見られない。遼東南部と遼西の保正には下役を抱えるケースがあるが、【遠1】という1例を除いて上役を持つことはない。

この14例から案件発生村落と保正所在村落が判明しない8例を除いた6例を検討すると、その内4例の保正に管轄区があることが看取できる。その例として、遼東中部の蓋平県、遼西広寧県の案件を提示する。

【蓋1】「嘉慶二十三年九月十一日、拠崔家堡保正徐仁呈称：九月初十日午後、有管界二道溝屯居民李士功至身家言称：……。」

（「嘉慶23年9月11日、崔家堡の保正の徐仁の報告に依れば：9月10日午後、管界の二道溝屯の居民の李士功が家に来て言うには：……」）⁽⁷³⁾

【広6】「嘉慶二十二年正月十二日、拠県属塔子溝保正劉玉呈称：本月十一日早晨、有身管界三台屯居住旗人郭潮剛給身送信說：……。」

（「嘉慶22年1月12日、県下の塔子溝の保正の劉玉の報告に依れば：本月11日早朝、管界の三

(73) 【蓋1】「奉天蓋平県民李維貴因牛啃食莊稼被王果友戳傷身死案」（嘉慶二十三年九月）『輯刊』2巻、750-51頁、前稿128頁。

台屯に居住する旗人の郭潮剛が私に知らせを送ってきて言うには：……。」⁽⁷⁴⁾

それぞれ“管界”という表現があることに注目したい。これらの案件では保正の管轄する範囲の中におそらく複数の村落（二道溝屯、三台屯）があり、その居民が保正へと通報した。この管界内の村落には他の種類の郷村役が配されることもあった。同じく広寧県の案件を検討する。

【広5】「嘉慶十七年四月初二日、拠下肖家溝保正侯国斌呈称、四月初一日、有魏家屯守堡趙義給身送信說：……。」

（「嘉慶17年4月2日、下肖家溝の保正の侯国斌の報告に依れば、4月1日、魏家屯の守堡の趙義が私に知らせを寄越して言うには：……。」⁽⁷⁵⁾

魏家屯の守堡が本村内での事件の通報を受け、その後下肖家溝の保正へと報告している。上の

【蓋1】【広6】の例では1人の保正が複数村を管轄していた。この案件ではその管轄区内に守堡の管する旗人村落を含んでいたことを示している。また後述する【鳳1】では郷約が保正に従属しているので、保正の下には旗人村落、民人村落の双方の郷村役が入ることがあったと考えられる。さらに広寧県の事例を見てみよう。

【広4】「嘉慶十四年九月初六日、拠保正孫添發呈称：……。」

「拠潘穀金供：……。有屯達潘穀太趕到喝（過？）住、孫添錫爬起、孫安們扶回家去了。……。孫添錫就因傷死了。保正孫添發把小的們綁上呈報。……。」

（「嘉慶14年9月6日、保正の孫添發の報告に依れば：……。」「潘穀金の供述には次のようにある：……。屯達の潘穀太が急いでやって来て制止し、孫添錫は這い起きて、孫安たちが彼を支えて家に帰りました。……。孫添錫はそこで傷がもとで死んでしました。保正の孫添發が私を捕まえて県に報告したのです。……。」⁽⁷⁶⁾

前節で検討したとおり屯達は守堡に類似した地縁原理に基づく小村落の長である。この屯達が騒動の仲裁を行ったが、結局被害者が死亡してしまった。その後保正が犯人を捕縛、広寧県へ報告するという顛末をたどった。まず屯達が仲裁し⁽⁷⁷⁾、県への報告は保正が担当するという職掌の棲み分けが看取される。このように『輯刊』の満洲の刑科題本によれば、保正のいるところでは基本的に保正が治安関係の業務を担当し、守堡・郷約・屯達などは従属的立場にあつたと考えられる。

(74) 【広6】「奉天広寧県民李才殴傷旗人幅生額身死案」（嘉慶二十二年正月）『輯刊』3巻、1656-57頁、前稿131頁。

(75) 【広5】「奉天広寧県旗下家奴高煙因債務糾紛殴傷董二身死案」（嘉慶十七年四月）『輯刊』3巻、1505-06頁、前稿130-31頁。

(76) 【広4】「奉天広寧県旗人門下家人潘穀金索欠殴傷孫添錫身死案」（嘉慶十四年九月）『輯刊』3巻、1502-03頁、前稿130頁。

(77) 前掲【遠3】「奉天寧遠州民呂久豊索欠踢傷民王正身死案」（嘉慶二十一年七月）『輯刊』3巻、1866-68頁、前稿145頁では遼西の寧遠州にて「当時甲長奚万成走到、同趙礼拉勸」と甲長が仲裁を行っていた。彼らには逮捕など治安に関わる権限を持たなかつたと考えられる。

表4-1 案件の通報・報告関係〔保甲制度関係・保正〕

番号	収録頁	地点	時間	題名
遼東・中部				
承4	127	承德	18-3	奉天承德県旗兵七十一因索欠戻傷旗兵三音団致死案
遼3	127-8	遼陽	8-4	奉天遼陽州客民吳寛因索欠打死王虎山案
蓋1	128	蓋平	23-9	奉天蓋平県民李維貴因牛啃食莊稼被王果友戻傷身死案
遼東・南部				
鳳1	138	鳳凰城	15-5	奉天鳳凰城楊國喜因中人担保糾紛戻傷旗人吳付成身死案
岫4	128-9	岫巖	14-4	奉天岫巖庁流民宋元名索欠被呂振邦殴傷身死案
岫5	129	岫巖	16-6	奉天岫巖庁客民張添文因討要酒飯錢將傅虎山致死案
岫6	137-8	岫巖	20-9	奉天岫巖庁民王汝有因争割田禾砍傷解容身死案
寧海	129	寧海	11-正	奉天寧海県旗人金文發因索欠錢致死旗人蘇元及蘇王氏案
鳳2	130	鳳凰城	16-3	奉天鳳凰城旗人戴老各為索欠錢戻傷姊夫唐世英身死案
遼西				
広4	130	広寧	14-9	奉天広寧県旗人門下家人潘穀金索欠殴傷孫添錫身死案
広5	130-1	広寧	17-4	奉天広寧県旗下家奴高煙因債務糾紛殴傷董二身死案
広6	131	広寧	22-正	奉天広寧県民李才殴傷旗人幅生額身死案
錦1	131	錦	22-4	奉天錦県民李果有因找補典田地価被郭明等戻傷身死案
遠1	143-4	寧遠	14-10	奉天府寧遠州民安立本戻傷安立仁身死案

表4-2 案件の通報・報告関係〔保甲制度関係・牌頭〕

番号	収録頁	地点	時間	題名
遼東・北部				
開1	133	開原	21-4	奉天開原県民路智因索欠殴傷妻弟胡拉住身死案
鉄4	118	鉄嶺	16-10	奉天鉄嶺県旗人壯丁劉玉財因口角殴傷旗人杜勇盛身死案
承1	118-9	承德	10-9	奉天承德県旗人家奴張英因索要房錢等事戻傷良人張王氏身死案
遼5	125	遼陽	24-3	奉天遼陽州客民祝二因索討工錢殴傷雇主馬青來身死案
遼12	126-7	遼陽	20-2	奉天遼陽州旗人陳有俊因索欠錢傷旗人劉建祿身死案
遼東・南部				
岫2	137	岫巖	17-10	奉天岫巖庁民趙凱吉因分糧事起意致傷王振身死案
遼西				
新2	140	新民	21閏6	奉天新民屯庁客民王觀因索欠戻傷張四海身死案
錦2	142-3	錦	25-7	奉天錦州県民劉奇用石擲傷長工高昇身死案
遠2	144	寧遠	10-9	奉天寧遠州民劉二因索討工錢事扎傷旗人劉作美及其子劉香兒案
遠3	145	寧遠	21-7	奉天寧遠州民呂久豐索欠踢傷民主正身死案
吉林				
吉2	146	吉林	5-12	吉林庁民李軫戻傷直隸塩山県民王勇咸身死案

表4-3 案件の通報・報告関係〔保甲制度関係・その他〕

番号	収録頁	地点	時間	題名
遼東・北部				
開5	115-6	開原	10-12	奉天開原県民李發因借錢事推跌旗人史俊登内損身死案
遼東・中部				
承7	132	承德	25-2	奉天承德県旗人吳全住因田地転佃殴斃旗人扎布京阿案
海2	132	海城	17-12	奉天海城県民趙德寛因債務戻傷客民崔得官身死案
遼西				
遠3	145	寧遠	21-7	奉天寧遠州民呂久豐索欠踢傷民主正身死案
吉林				
伯2	133	伯都訥	19-11	吉林伯都訥客民蔣發因贍田糾紛傷張榮身死案

註：「報告先郷村役」の項目に複数の郷村役が登場する場合、ゴチック体で示した郷村役が上級への報告を

事件発生村落	→	報告先郷村役 1	配置地点	→	報告先郷村役 2	配置地点	卷数	『輯刊』所収頁
不明	→	保正	不明	→			3	1633
不明	→	保正	不明	→			2	821-822
二道〔通〕溝	→	保正	崔家堡	→			2	750-751
馬快嘴子屯	→	郷約	旧門口	→	保正	大梨樹屯	3	1621-1622
不明	→	保正	不明	→			2	855-856
不明	→	保正	不明	→			2	918-919
不明	→	郷約們	本村	→	保正	不明	3	1857-1858
不明	→	保正	不明	→			3	1609-1610
鳳凰城裡？	→	保正	不明	→			3	1625-1626
不明	→	保正、屯達	不明	→			3	1502-1503
魏家屯	→	守堡	本村	→	保正	下肖家溝	3	1505-1506
三台屯	→	保正	塔子溝屯	→			3	1656-1657
不明	→	保正	不明	→			2	719-721
老軍屯	→	保正	本村	→	地方、郷約	本村	1	151-152

事件発生村落	→	報告先郷村役 1	配置地点	→	報告先郷村役 2	配置地点	卷数	『輯刊』所収頁
尚陽堡	→	牌頭	本村	→			1	469
徐家湖	→	牌頭	本村	→	守堡	本村	3	1629-1630
柏楊木林子屯	→	守堡・牌頭連名	本村	→			3	1496-1497
不明	→	保長、牌頭	不明	→			3	1481-1482
劉家崗	→	保長	本村	→	牌頭	阿思牛錄堡	3	1640-1641
干溝子	→	牌頭	橫道河子	→	郷約	羅山溝	2	659-660
大樹屯	→	牌頭	本村	→	郷約	本村	2	1002-1003
正榜屯	→	牌頭	本村	→	郷約	双陽店	3	1489-1491
南街	→	牌頭	本鎮	→	地方、郷約	前屯衛	3	1602-1604
望夫石屯	→	牌頭、甲長	本村	→	地方	老軍屯	3	1866-1868
不明	→	牌頭	本村	→	郷地	本村？	2	804-805

事件発生村落	→	報告先郷村役 1	配置地点	→	報告先郷村役 2	配置地点	卷数	『輯刊』所収頁
新屯	→	守堡、百家長	本村	→			3	1604-1606
不明	→	甲長	不明	→			3	1665
牛莊西閭	→	總甲	同鎮	→			2	955-956
望夫石屯	→	牌頭、甲長	本村	→	地方	老軍屯	3	1866-1868
火燎崗子屯	→	什家長	本村	→			2	988-989

担当したことを示す。

続いて保正の地域的分布傾向を考察する。保正是遼東中部、南部、遼西に拡がる郷村役である。遼西に保甲制度が残存しているのは人口流入が比較的穏やかな地域——少なくとも嘉慶年間にはフロンティアではなくなっている——であった為、戸数編成原理の郷村役も命脈を保ってきたのであろう。最も初期に開発の進んだ遼東中部でも保甲も存在していたが、村落の守堡・郷約という地縁編成原理の郷村役がより存在感を示している⁽⁷⁸⁾。この時期フロンティアは吉林へと広がり、奉天・盛京においても遼東半島南部・東部の山岳地帯の人口流入が目立つようになった。保甲制度はこのような高い流動性を特徴とする地域では受け入れらないのだが、遼東南部の山岳地帯はまさにこの時期の移民の目的地として人口の流動性が高まっていたにも拘わらず、保正是まだその存在感を示していた。以下、当該地域に重点を絞り、そこで保正の姿を考察したい。鳳凰城とそれを管する岫巖府の事例を以下に示す。

【鳳1】「嘉慶十五年五月二十四日、拠序属鳳凰城界大梨樹屯保正吳添真呈称：五月二十二日晌午時、有旧門口郷約張奉昌差人送信説：……。」

（「嘉慶15年5月24日、庁下の鳳凰城の境域にある大梨樹屯の保正の吳添真の報告に依れば：5月22日昼、旧門口の郷約の張奉昌が人を遣わして知らせを送ってきて言うには：……。」）⁽⁷⁹⁾

【岫6】「二十年九月十五日、拠保正呈称：……。」

「拠解桂供：這已死解容是小的胞弟。……。小的們看解容已因傷身死、小的通知郷約們到来瞧看、綁拿王汝有赴案呈報的。……。」

（「20年9月15日、保正の報告に依れば：……。」「解桂の供述に依ると：この既に死亡した解容は私の実弟です。……。私たちは解容が傷が元で死んだのを見、私が郷約たちに通報して見に来てもらい、（郷約たちは）王汝を捕縛して裁きの為報告したのです。……。」）⁽⁸⁰⁾

【鳳1】では旧門口の郷約が大梨樹屯の保正に報告した。【岫6】の関係者の供述によれば事件発生後にまず郷約們（郷約たち）に通報したが、事件自体は保正によって岫巖府へと報告された。この2例では保正が郷約を下に置いていた点に注意したい。一方、後掲の表5-1によると郷約は、反対に守堡や牌頭という郷村役から通報を受ける立場にあったことが分かる。なお嘉慶年間、19世紀前半の時点では郷約が保正を管する例は『輯刊』の満洲全体の案件に1例もない。

ところがやや後の19世紀半ばになると咸豐年間において岫巖府及びその管下の鳳凰城では、「郷約一百四十名保正二百八十名、鳳凰城界郷約五十八名保正一百十六名。」

(78) この遼東中部と遼西はともに嘉慶年間に人口流動が既に沈静化した地域である。遼東中部で地縁編成原理の守堡と郷約、遼西で戸数編成原理の保甲がそれぞれ郷村役の主流となる分布傾向が窺える。この理由は定かではない。

(79) 【鳳1】「奉天鳳凰城楊国喜因中人担保糾紛戳傷旗人呉付成身死案」（嘉慶十五年五月）『輯刊』3巻、1621-22頁、前稿138頁。

(80) 【岫6】「奉天岫巖府民王汝有因争割田禾砍傷解容身死案」（嘉慶二十年九月）『輯刊』3巻、1857-58頁、前稿137-38頁。

(「岫巖庁では郷約が140名、保正が280名、鳳凰城界では郷約が58名、保正が116名いる。」)⁽⁸¹⁾ というように割合として郷約1人に対して保正2人を配置するよう定制化されていた。つまり嘉慶年間以降、道光年間を経て当地域では管界を持ち下役を抱える郷約が拡大していき、反して保正はその存在感を奪われ郷約の下に組み込まれるようになったと考えられる。これは換言すれば戸数編成の保正と地縁編成の郷約の地位が逆転していく過渡期を指しているのである。この変化の背景については、郷約制度の考察も併せて行わねばならないの次項で再論する。予め結論を先取りしておくと、これは当地の人口流動の激化と関係していると考えられる。

最後に、唯一保正より上の立場に立つ郷村役の事例を紹介する。それが「地方」という郷村役であった。清末の「地方」が郷約の下役であったことを想起されたい。

【遠1】「嘉慶十四年十月二十六日、拠地方張士維呈称：本月二十四日保正韓維城告称：……。」「拠安立本供：小的是案下民、年二十六歳、在老軍屯住家。……。後郷約、地方們都去查問了緣故、地方赴案呈報的。……。」

(「嘉慶14年10月26日、「地方」の張士維の報告に依れば：本月24日保正の韓維城が告げて言うには：……。」「安立本の供述に依れば：私は事件の起ったところの民で、年は26歳、老軍屯に住んでおります。……。後に郷約、「地方」たちが原因を調べに行き、「地方」が裁きの為報告したのです。……。」)⁽⁸²⁾

この寧遠州の案件では「地方」という郷村役が保正の上役に登場している。老軍屯で発生した事件を保正に通報、保正が「地方」へ報告、最終的に「地方」が寧遠州に報告した。後掲表5-2によればこの「地方」は嘉慶年間満洲に4例登場し、例外なく他の郷村役「郷約」「保正」「牌頭」を下に置いている。以下次項ではこの「地方」から議論を始める。

3. “郷約大権”の出現：人口流動と郷村組織の変容

表5-2には4例の「地方」が登場する。遼東中部の海城県の事例を検討する。

【海4】「嘉慶十一年正月初七日、拠五頂山地方高応信報呈、内称：本年正月初五日後晌時、有管界徐家屯民人楊幅至身家告称：……。身聞言往視屬実、現將凶犯李輝綁縛交郷約張克必等看守。……。」

(「嘉慶11年1月7日、五頂山の「地方」の高応信の報告に依れば次のようにあった：今年1月5日午後、管界の徐家屯の民人の楊幅が家に来て次のように言った：“……。”私はそれを聞いて見に行くと事実だったので、直ちに犯人の李輝を捕縛して郷約の張克必たちに見張ら

(81) 咸豐七年（1857年）『岫巖志略』卷五・「食貨志・戸口」。

(82) 【遠1】「奉天府寧遠州民安立本截傷安立仁身死案」（嘉慶十四年十月）『輯刊』1巻、151-52頁、前稿143-44頁。

表5-1 案件の通報・報告関係〔郷約制度関係・郷約〕

番号	収録頁	地点	時間	題名
遼東・中部				
開2	134-5	開原	16-7	奉天開原県客民龐自棟因欠錢事殴傷張姓身死案
開4	135	開原	15-7	奉天開原県客民張信因索討菜錢起畔殴傷回民丁自仁身死案
遼15	135	遼陽	24-5	奉天遼陽州旗人王茂因園地之爭殴傷旗人王利身死案
海3	135	海城	9-正	奉天海城県民董玉梁因索欠打死旗婦李寧氏案
海4	136	海城	11-正	奉天海城県旗人李輝因索欠殴傷寧遠州民郭鳳身死案
蓋2	136	蓋平	18-9	奉天蓋平県旗人王斤安因索欠殴傷民金鶴祿致死案
遼東・南部				
岫1	136-7	岫巖	5-4	盛京岫巖客民山東即墨県民劉作彬因分錢不均打死劉貴案
岫2	137	岫巖	17-10	奉天岫巖庁民趙凱吉因分糧事起意致傷王振身死案
岫3	137	岫巖	8-8	盛京岫巖庁客民于和因買地打死李臣案
岫6	137-8	岫巖	20-9	奉天岫巖庁民王汝有因争割田禾砍傷解容身死案
復州	138	復州	16-2	奉天復州審理田榮等搶奪朱秉志銀錢衣物案
鳳1	138	鳳凰城	15-5	奉天鳳凰城楊國喜因中人担保糾紛殴傷旗人吳付成身死案
遼東・東部				
興1	138-9	興京	5閏4	奉天興京府劉玉因欠工錢被山東諸城県民郭名江打死案
興3	139	興京	13-正	奉天興京旗人張鎮因長工支工錢起畔致死旗人万六案
興4	139-40	興京	22-4	奉天興京府客民米如玉索討借錢砍傷旗人池亮身死案
遼西				
新1	140	新民	21-10	奉天新民庁民馮克基殴傷小功堂叔馮義身死案
新2	140	新民	21閏6	奉天新民屯庁客民王觀因索欠殴傷張四海身死案
義1	141	義州	16-10	奉天義州民劉夢先因酬演戲集錢事殴傷無服族伯劉万身死案
義3	141	義州	20-10	奉天義州旗人蔡忠連因索租傷旗人李茂山身死案
広1	141-2	広寧	18-9	奉天広寧県民張庭順因索討殴傷無服族兄致死案
広2	142	広寧	16閏3	奉天広寧県客民劉元進等因借錢糾紛共殴女婿米文倉身死案
広3	142	広寧	16-2	奉天広寧県劉文祥因租地糾紛被客民李二殴傷身死案
錦2	142-3	錦	25-7	奉天錦州県民劉奇用石擲傷長工高昇身死案
錦3	143	錦	19-4	奉天錦県客居回民白三因索討工錢殴傷旗人雇主李才致死案
錦4	143	錦	21閏6	奉天錦県旗下家奴李興泳等因索欠糾紛共殴民張士孔身死案
遠1	143-4	寧遠	14-10	奉天府寧遠州民安立本殴傷安立仁身死案
遠2	144	寧遠	10-9	奉天寧遠州民劉二因索討工錢事扎傷旗人劉作美及其子劉香兒案

表5-2 案件の通報・報告関係〔郷約制度関係・地方〕

番号	収録頁	地点	時間	題名
遼東・中部				
海4	136	海城	11-正	奉天海城県旗人李輝因索欠殴傷寧遠州民郭鳳身死案
遼西				
遠1	143-4	寧遠	14-10	奉天府寧遠州民安立本殴傷安立仁身死案
遠2	144	寧遠	10-9	奉天寧遠州民劉二因索討工錢事扎傷旗人劉作美及其子劉香兒案
遠3	145	寧遠	21-7	奉天寧遠州民呂久豐索欠踢傷民王正身死案

表6 案件の通報・報告関係〔吉林関係〕

番号	収録頁	地点	時間	題名
吉2	146	吉林	5-12	吉林府民李軫殴傷直隸塩山県民王勇威身死案
吉3	146-7	吉林	8-正	吉林府客民交自美因分種地畝打死王芬案
伯1	147	伯都訥	4-10	吉林伯都訥民王富林因不能還欠打死同屯人張万良案
古1	147	寧古塔	15-9	吉林寧古塔客民龐如祥為索討欠錢殴傷楊大身死案
古3	147-8	寧古塔	21-6	吉林寧古塔壯丁張九蓬索要工錢殴傷民戴佩礼身死案
長春	148	長春	22-6	吉林長春庁客民薛應璽因索欠殴傷前雇主張明詳身死案

註：「報告先郷村役」の項目に複数の郷村役が登場する場合、ゴチック体で示した郷村役が上級への報告を：

事件発生村落	→	報告先郷村役1	配置地点	→	報告先郷村役2	配置地点	卷数	『輯刊』所収頁
不明	→	郷約	不明	→			2	926-927
不明	→	郷約	不明	→			3	1559-1560
不明	→	郷約	不明	→			3	1664
羅家堡	→	郷約	本村	→			3	1598-1599
徐家屯	→	郷約	本村	→	地方	五頂山	3	1607-1608
高莊屯	→	郷約	本村	→			3	1634-1635
不明	→	守堡	不明	→	郷約	不明	2	507
干溝子	→	牌頭	横道河子	→	郷約	羅山溝	2	659-660
不明	→	郷約	本村	→			2	829-830
不明	→	郷約們	本村	→	保正	不明	3	1857-1858
不明	→	郷約	不明	→			3	1792-1793
馬快嘴子屯	→	郷約	旧門口	→	保正	大梨樹屯	3	1621-1622
幫石溝	→	郷約	馬圈子屯	→			2	797-798
薩爾濱屯	→	郷約	本村	→			3	1615-1616
舞鳳樓大堡	→	郷約	舞鳳樓	→			3	1658-1659
杏樹坡子屯	→	郷約	本村	→			1	313-314
大樹屯	→	牌頭	本村	→	郷約	本村	2	1002-1003
周家屯	→	郷約	本村	→			1	217-218
東陸家溝屯	→	郷約	馬家溝屯	→			3	1645-1546
不明	→	郷約	不明	→			1	250
不明	→	郷約	不明	→			1	450-451
康家屯	→	郷約	不明	→			2	899-900
正榜屯	→	牌頭	本村	→	郷約	双陽店	3	1489-1491
缸家屯	→	郷約	本村	→			3	1572-1573
呂家屯	→	郷約	三台子	→			3	1652-1653
老軍屯	→	保正	本村	→	地方、郷約	本村	1	151-152
南街	→	牌頭	本鎮	→	地方、郷約	前屯衛	3	1602-1604

事件発生村落	→	報告先郷村役1	配置地点	→	報告先郷村役2	配置地点	卷数	『輯刊』所収頁
徐家屯	→	郷約	本村	→	地方	五頂山	3	1607-1608
老軍屯	→	保正	本村	→	地方、郷約	本村	1	151-152
南街	→	牌頭	本鎮	→	地方、郷約	前屯衛	3	1602-1604
望夫石屯	→	牌頭、甲長	本村	→	地方	老軍屯	3	1866-1868

事件発生村落	→	報告先郷村役1	配置地点	→	報告先郷村役2	配置地点	卷数	『輯刊』所収頁
不明	→	牌頭	本村	→	郷地	本村？	2	804-805
劉家店屯	→	郷地	本村？	→			2	817-819
甲新子屯	→	郷長	本村	→			2	503-504
不明	→	郷長	不明	→			2	884-885
官屯	→	郷長	本村	→			3	1865-1866
不明	→	里長	不明	→			3	1474

担当したことを示す。

せた。……。」) ⁽⁸³⁾

管界の徐家屯の民人、楊幅が五頂山「地方」高応信へと通報した。この「地方」は郷約に対して犯人の看守を依頼し、「地方」が海城県へ報告した。続いて遼西寧遠州では前にも引用した史料であるが次のような事例があった。

【遠2】「拠前屯衛地方李清報呈、内称：本年九月十九日一更時、有管界南街牌頭周三至身家告称：……。現將行凶人劉二拿獲、交鄉約董景受看守。……。」

（前屯衛の‘地方’の李清の報告に依れば次のようにあった：今年9月19日一更の頃、管界の南街の牌頭の周三が家にやって来て次のように言った：“……。”すぐに凶行に及んだ劉二を捕らえ郷約の董景に渡して見張らせた。……。）⁽⁸⁴⁾

管界の南街の牌頭から前屯衛「地方」李清へ通報があった。彼は犯人を捕縛、郷約に対してその見張りを依頼し、州に報告した。以上の郷約は犯人の監視など副次的な役割を担うのみである。前項の末に検討した【遠1】の事例の保正は「地方」へと報告していたので、「地方」という郷村役は保正・郷約よりも上の立場の存在であったと言える。松本善海氏らも利用する史料であるが、『皇朝文献通考』卷21「職役考」に次のような記述がある。

「(順治)三年、……。又定内外各衙門額設吏役。……。臣等謹按、……。其以鄉人治其鄉之事者、鄉約地方等役、類由本鄉本里之民保送僉充。而地方一役最重、凡一州縣分地若干、一地方管村莊若干、其管內稅糧完欠、田宅爭辯、詞訟曲直、盜賊生發、命案審理、一切皆與有責。」

（「順治3年、……。また内外の各衙門の吏役の定員を定めた。……。臣等が謹んで考えるに、……。その地域の人にその地域のことを治めさせるのは郷約・地方などの役であるが、ほぼその郷里の人により保証を受けて任命されている。しかしに‘地方’という役が最も重く、おおよそ一つの州県をいくつかの地域に分け、一人の‘地方’はいくつかの村落を管轄し、その管轄下の税糧の納付状況、土地争い、訴訟沙汰、盜賊問題、人命案件の審理、すべて関与し責任を負っている。」)⁽⁸⁵⁾

具体的な地域は定かではないが、清初の「地方」は職責が重く、数箇村を管轄し税糧の徵収、調停、司法、治安などの機能を負っていた⁽⁸⁶⁾。嘉慶年間の海城と寧遠州の「地方」は、清初に強力な権限を持っていた「地方」と同じ性格を帶びている。これは清末の郷約の下役に位置づ

(83) 【海4】「奉天海城県旗人李輝因索欠截傷寧遠州民郭鳳身死案」（嘉慶十一年正月）『輯刊』3巻、1607-08頁。前稿136頁。

(84) 前掲【遠2】「奉天寧遠州民劉二因索討工錢事扎傷旗人劉作美及其子劉香兒案」（嘉慶十年九月）『輯刊』3巻、1602-04頁、前稿144頁。同様の事例として前掲【遠3】「奉天寧遠州民呂久豊索欠踢傷民王正身死案」（嘉慶二十一年七月）『輯刊』3巻、1866-68頁、前稿145頁。

(85) 『欽定皇朝文献通考』（乾隆十二年。『文淵閣四庫全書』史部、台灣商務印書館、第632冊所収）卷二十一「職役考」。

(86) 前掲松本善海、1977年（原載1942年）、514頁の註14。

けられる「地方」の姿とは重なり合わない、別種の存在であろう。前者のタイプの「地方」は嘉慶年間満洲にはまだ残存していたものの、やがて消滅していったと考えられる。これに代わって地域社会で“大権”を持つようになるのが、郷約なのである。表5-1には奉天・盛京各地の郷約が27例登場する。表6の吉林では郷約と地方の合称である郷地、保甲的性格の強いものと思しき郷長がこれに代替していた。

ただし満洲の郷約がすべて大権を有するものであったとは考えられない。まずは管界を持たない村落の長としての郷約が遼東中部にみられる。当該地域6例の中、3例が村落名不明であるが、残る3例はすべて本村内の事件を処理している。先に検討した遼陽州の「双樹子牧廠碑記」でも保長2人に対して、4人の郷約が名を連ねていた。牧廠の面積の小ささを見ても、広域を担当する郷約が複数出てくるとは考えがたい。少なくとも遼陽州では旗人村落に守堡・保長、民人村落に郷約があり、それぞれ大体同じくらいの範囲を管轄していたと想定できる。南満洲の植民と開発において最も古い遼東中部の郷約は、せいぜい1箇村少なくとも数箇村程度の長に過ぎなかった。

先進的な遼東中部から周辺へと目を移すと管界を持つ郷約が現れる。遼東東部、南部、遼西には一部に複数村落を束ねる郷約の存在が確認できる。遼西は遼東中部よりも開発が遅れるが、乾隆年間後半、嘉慶年間には既に安定傾向にあった。言わば遼東中部と遼東南部・東部との間に位置づけられる地域である。遼東東部・南部では乾隆後半以降、嘉慶年間に木材の盜伐などを目的とした人口流入が目立つようになった。ここはもともと人口稀薄であった地域、例えば遼東南部の鳳凰城では先にも引用した清末光緒年間の『鳳凰府郷土志』に「これより前、98牌に分からち、河や嶺を境界とし、山水によって名前を付け、それぞれに郷約、方長がいてこれを治めさせた」と記されていた。かつては渓嶺をもって分界とし、牌を設けてその中に民人村落の郷約・旗人村落の方長を配していた。この「これより前」というのが何時なのかは分からぬが、鳳凰城ではある一定の地理的範囲を管轄区として設定し、そこに郷約・方長を置いていたのである。この記述に續いて次のような下りが続く。

「犬牙相錯、四至難明、東西北三郷、大牌周或百里、人民不過一二百家、小牌周三四十里、人民僅百家内外。」

(「領域が入り組んでおり、四方の境界を明確に出来ず、東・西・北の3つの郷では、大牌は周囲は或いは100里、人民は1、200家に過ぎず、小牌は周囲3、40里、人民はわずかに100家前後である。」) ⁽⁸⁷⁾

この範囲の境界は入り組んでおり、牌によって周囲3、40里(15-20km)から100里(50km)と大小様々であり、その中に1~200家の住民がいた。『燕行録』の記す乾隆年間以前の遼東南部山岳地帯の村落は散村形態で人家がまばらに点在するにすぎなかつた⁽⁸⁸⁾。この後、人口増加の結果、この範囲の中で新たな村落が形成されるようになるのだが、必然的に郷約はその管下に

(87) 前掲光緒年間『鳳凰府郷土志』地理。

(88) 前掲黃普基、2014年、26頁及び76-83頁。

複数の村落を抱えるようになる。人口増加に対応して保甲を整備したとしても社会の高い流動性はその運用を困難にする。それよりはある一定の範囲を管轄する郷村役を置き、その内部の人口流動と村落の増加に対応した方が合理的であった。岫巖庁の事例を提示する。

【岫1】「嘉慶五年四月十五日、拠郷約榮樂田呈称：十二日早飯時守堡劉章至身家訴称：……。」

（「嘉慶5年4月15日、郷約の榮樂田の報告に依れば：12日朝食時守堡の劉章が私の家に来て次のように言った：……。」）⁽⁸⁹⁾

旗人村落の守堡が通報を受け、その後郷約へと報告、郷約が岫巖庁へ報告した。他にも同じく岫巖庁に牌頭が郷約に報告し、そこから庁への報告に到った案件がある。

【岫2】「嘉慶十七年十一月十八日、拠羅山溝郷約李臣呈称：本年十一月十三日清早、有身管界横道河子牌頭吳大給身送信説：……。」

（「嘉慶17年11月18日、羅山溝の郷約の李臣の報告に依れば：今年11月13日早朝、私の管界の横道河子の牌頭の吳大が私に知らせを送ってきて言うには：……。」）⁽⁹⁰⁾

このように遼東南部の山岳地帯では管界のある郷約が守堡、牌頭を下役として従えていた。なお前項でも述べたようにこの時期の当地では保正が郷約より上に立つという事例を見ることが出来る（【岫6】【鳳1】の2例）。ところがこの後の19世紀半ばの咸豊年間、郷約より上に立って居た保正是姿を消して「一郷約二保正」とその下位に位置づけられるようになった。嘉慶年間は保甲優位から郷約優位へと転換していく過渡期にあったことを改めて指摘しておきたい。

遼東東部の興京の案件からは多種の機能を併せ持つ郷約の存在が知れる。

【興3】「嘉慶十三年十月二十九日、拠城西薩爾滸屯郷約張泳祿呈前事、内称：……。」

「拠万黃氏供：……。小婦人就給郷約送信、因郷約催錢糧去了沒在家、所以沒有呈報。不料到二十八日申時、万六因傷死了。小婦人又去通知郷約張泳祿到来瞧看後、把張鎮綁拿派人看守、他赴案呈報的。……。」

（「嘉慶13年10月29日、城西薩爾滸屯の郷約の張泳祿が前の一件について報告したのに依れば次のようにあった：……。」「万黃氏の供述に依れば：……。わたくしは郷約に知らせましたが、郷約は錢糧を徵収するため出かけており不在でしたので、通報しませんでした。図らずも28日の申の時になって万六は傷がもとで死んでしまいました。わたくしはまた郷約の張泳祿に通報しに行き、調べに来もらった後、〔郷約は〕張鎮を逮捕して人を遣わして見張らせ、興京庁へ裁きのため報告したのです。……。」）⁽⁹¹⁾

万黃氏が郷約に事件を通報したところ、郷約は錢糧の督促の為出かけ不在であった。この時点

(89) 【岫1】「盛京岫巖客民山東即墨県民劉作彬因分錢不均打死劉貴案」（嘉慶五年四月）『輯刊』2巻、507頁、前稿136頁。

(90) 【岫2】「奉天岫巖庁民趙凱吉因分糧事起意致傷王振身死案」（嘉慶十七年十月）『輯刊』2巻、659-60頁、前稿137頁。

(91) 【興3】「奉天興京旗人張鎮因長工支工錢起衅致死旗人万六案」（嘉慶十三年正月）『輯刊』3巻、1615-16頁、前稿139頁。

では被害者はまだ死んではおらず結局報告に及ばなかった。その後に被害者が死亡し、再度通報することとした。郷約は検分してから犯人を逮捕し、衙門に報告した。この郷約は少なくとも税糧の徴収及び治安維持という2つの業務に携わっていた。

遼東中部の郷約は小村落の長であった。これに対してここで述べた遼東東部・南部の郷約はある程度の範囲の複数村落を管轄し、その他の郷村役（「地方」を除く）を下役としていた。彼らは先行研究に描かれる清末の郷約とよく似た性格を帶びており、更に言えば遼西など一部地域に残存していた清初の「地方」の姿にも近い。旧来の「地方」はやがて姿を消して、新たに出現した「地方」はこれらの郷約の下に設けられた小役となっていた。筆者は、この郷約こそ清末の郷約の原型となるのではないか、と考えている。

この時期の新開地である吉林の事例を通じて新たな郷約の出現について考察を深めたい。嘉慶年間の吉林の長春では、

「当有清嘉慶五年設治伊始、行画区分郷之法、分全県為四郷。……。郷設郷約、每郷分若干甲、甲設甲長、每甲分若干牌、牌設牌頭。」

（「清の嘉慶5年より行政機関の設置するに当たって、画区分郷の法を行い、全県を四郷に分けた。……。郷に郷約を設け、それぞれの郷を若干の甲に分け、甲に甲長を設け、それぞれの甲を若干牌に分け、牌に牌頭を設けた。」）⁽⁹²⁾

郷に郷約、その下の甲に甲長、さらにその下の牌に牌頭をおいたとされる。これらは比較的広い範囲、複数箇村を束ねる郷村役である。その性格は、遼東中部の郷約よりも遼東南部、東部のそれに近い。

表6からは吉林に郷約の存在を窺い知れない。その代わりに当地には郷地、郷長という名称の郷村役が登場している。この中の郷長については前節で論じた通り保甲制度関係と関係していると考えられる。また郷地は郷約と地方の合称である。これらは同時期の奉天・盛京のように機能分化しておらず、郷約と保正の2つの職能及びその他の業務を併せて執り行っていた。これらは吉林における郷約制度の表現形態の一つである。

【吉2】「吳湧利供：……。隨又聽得丁魁同牌頭張忠走進院裏、齊向李軫查問。……。牌頭又到小的屋裏看明小的傷痕、通知郷地到来瞧明、問知緣故、押解李軫進城呈報的。」

「拠此、応如該將軍所咨：……。王勇咸屍棺已飭郷地浮埋看管、現在閑査屍屬、俟到日給領。」

（「吳湧利の供述：……。ついでまた丁魁が牌頭の張忠と庭に入ってきてそろって李軫を取り調べるのを耳にしました。……。牌頭はまた私の家に行って私の傷を見て、郷地に伝えて見に来させ、理由を尋ね、李軫を連行して街へ行き報告したのです。」「以上、吉林將軍の報告の通りにせよ。：……。王勇咸の棺桶はすでに郷地に命じて仮埋葬をして管理させている。今は死人の親族を探しており、その日になってから引き取らざることとする。」）⁽⁹³⁾

(92) 前掲康徳八年（1941年）『長春県志』卷之一・「輿地志・疆域」。

(93) 【吉2】「吉林府民李軫戳傷直隸塩山県民王勇咸身死案」（嘉慶五年十二月）『輯刊』2巻、804-05頁、前稿146頁。

事件の通報を受けた牌頭張忠が郷地に報告し、郷地が吉林庁へと報告した。吉林將軍の咨文にあるように、郷地は事件解決後には埋葬も行うようにも命じられていた。続いて同じく吉林庁の事例を提示する。

【吉3】「拠王黃氏供：……。隨叫兒子合朱三去把男人擡到炕上、布裹傷痕將養著、并著朱三去通知鄉地到来瞧明、押解交自美進城呈報的。……。」

「拠此、応如該將軍所咨。……。其尚有余糧存在王芬家内、飭令鄉地照數起出、拠實變値送案給領。等語。……。」

（「王黃氏の供述に依れば：……。ついで息子に朱三と共に旦那をオンドルの上に担ぎ上げ、布で傷を巻いて手当てをし、併せて朱三に郷地に通報して見に来させました。郷地は交自美を街へ護送して報告したのです。……。」「以上、吉林將軍の報告の通りにせよ。：……。その残った糧食の王芬家内にあるものは郷地に命じて全額を計算させ、実際に基づき現価に照らして官に報告し受領させること。……。」）⁽⁹⁴⁾

郷地の王玉成により事件の処理、吉林庁への報告が行われた。同様に、吉林將軍からの咨文によればそもそもこの案件発生の原因となった田地共同経営での収益の清算も郷地が担当した。寧古塔では次のような事例がある。

【古1】「拠龐如祥供：……。程志走來問明緣故、報知鄉長將我柵上解案。……。」

「拠此、応如該將軍咨、……。屍棺飭令鄉長深埋標記、俟伊親屬到日給領。等語。……。」

（「龐如祥の供述に依れば：……。程志がやってきて事情を問い合わせ、郷長に通報して私を縛りあげ事件を報告したのです。……。」「以上、吉林將軍の報告の通りにせよ：……。棺桶は郷長に命じて埋葬して目印をつけておき、その親族が後日受け取りにくるのを待て。……。」）⁽⁹⁵⁾
ここでは郷長が登場するが、彼もまた事件の処理に加えて埋葬も指示されている。【吉2】【古1】で埋葬が重要な職務に含まれるのは、フロンティア故に単身での出稼ぎが多く遺体の引き取り・故郷への送還がしばしば見られたことによる。

以上、遼東東部・南部の事例では地形に規定され散村が中心となりその規模も小さかった。そこである一定の管轄区を持ちその中の様々な事務を執り行う郷村役が必要とされていた。吉林でも人口密度が稀薄であり郷村役は広範囲を管轄せざるを得ない。この管轄区を担当する郷村役には必然的に多機能性が求められるようになる。催糧、治安維持、事後処理という業務に携わる姿が看取される。当初は激職でなかったとしても、移民の流入により人口及び村落数も増加し業務も煩雑化し、その下に新たな郷村役を設ける必要も生じる。このようにして清末満洲の郷約の性格が形成されたと筆者は考える。“郷約大権”は、遼東の先進地帯ではなくフロンティアから出現した。徐世昌『東三省政略』所収の「附傳疆查勘臨江報告書」が奉天辺疆の

(94) 【吉3】「吉林府客民交自美因分種地畝打死王芬案」（嘉慶八年正月）『輯刊』2巻、817-19頁、前稿146-47頁。

(95) 【古1】「吉林寧古塔客民龐如祥為索討欠錢毆傷楊大身死案」（嘉慶十五年九月）『輯刊』2巻、884-85頁、前稿147頁。

朝鮮国境近い臨江の事例を以て満洲の郷約を説いたのも、フロンティアとしての満洲の特徴を踏まえれば妥当な理解であった。

結 論

本稿は嘉慶年間満洲の郷村役の地域的分布傾向、その相互の統属及び行政との関係、それが清末へと至る歴史的展開過程について考察した。たとえ同一名称の郷村役であっても、それは同じ精神に立脚して出現し存在していたわけではない。本稿で見たような甲長、百家長、什家長のような郷村役、遼陽州の保長、牌頭、遼西の「地方」はかつて存在した制度に基づき設けられたものであるが、このような旧い郷村役の名称は整理、廃止されずに残存し続けた。清朝にとってはその名が何であれ、誰かがその地域社会の事務を担当すればよいのであるから、積極的に改変を加える必要が無かったのかもしれない。それ故にある時点では同じ名称を持ちながら異なる性格の郷村役が同じ地域に併存する事態も発生した。

郷約、守堡は地縁編成原理の郷村役としてそれぞれ民人村落、旗人村落に配置されていた。郷約は嘉慶年間の満洲各地に散在し、守堡は当然のことながら旗地の拡がる地域に集中していた。遼東中部の郷約は守堡と共に1箇村から数箇村程度の範囲を担当する比較的小さな規模の郷村役であった。彼らは第Ⅰ節で引用した遼東中部・北部の『海城県志』『鉄嶺県志』の記載に従うならば、守堡とならんで清末まで存続、光緒30年代に廃止された。

戸数編成原理に基づく郷村役も満洲各地に拡がっていた。その代表例が保正である。遼西において顕著であるが、保正が存在するところではその保正が治安業務の責任を担っていた。遼東南部を例に述べると、19世紀前半の嘉慶年間、治安維持面における保正の職責が郷約より優位に立つ事例が目につく。ところがこれは19世紀半ばの咸豐年間に「一郷約二保正」という形で整序されるようになる。19世紀半ばに至る時期は、戸数編成原理の保正が力を失い、やがて地縁編成原理の郷約制度へと収斂されていく過渡期にあったと筆者は考える。これは当地域への人口流入・増加と軌を一にしている。人口流動性の高まりは、戸数編成原理で対応出来るものではない為に、ある一定の範囲を管轄区とする郷村役が求められたのである。

その典型が遼東南部、東部、吉林に出現した新しいタイプの郷約（吉林では郷地、郷長と称されることもある）である。もともと人口が希薄で人びとが広域に散在する関係上、村落ごとの郷村役設置という方法は実情に合わない。故に彼らは当初より管轄区を持ち、その内部の事務処理を行う多機能性を具える。特に嘉慶年間に移民の流入が顕著になると、増加する人口と煩雑化する行政サービスに対応せねばならず、必然的により強い権限を持つようになる。ここで一部の地域で権限を持っていた旧制の「地方」が拡充されたのではなく、新たな「郷約」が出現した点が興味深い。いずれにせよ新たな郷約の萌芽は遼東東部・南部の山岳地帯そして吉林という流動性の高い地域に現れた。19世紀半ば以降20世紀へと至る移民の奔流化の下、満洲各地へと拡がり、大権を持つ郷約制度が形成されていったのである。

